

別紙1-2-4-1-4-7

系統として機能、性能を達成する設備

(放射性廃棄物の廃棄施設

気体廃棄物の廃棄施設 換気設備

(設計基準対象の施設のみ))

1. 概要
2. 要求される機能、性能と主流路の考え方
  - (1) 要求される機能、性能について
  - (2) 換気設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方
  - (3) 主配管名称の設定の考え方
  - (4) 留意事項
3. 要求される耐震クラスの考え方
4. 抽出結果

添付1：別紙2 機能要求②抜粋（換気設備（設計基準対象の施設のみ））

- (1) 第10条：閉じ込めの機能
- (2) 第24条：廃棄施設
- (3) 第28条：換気設備

添付2：申請対象設備リスト（換気設備（設計基準対象の施設のみ））

添付3：申請対象設備抽出結果（換気設備（設計基準対象の施設のみ））

- (1) 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備
- (2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備
- (3) ウラン脱硝建屋換気設備
- (4) 第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備
- (5) 低レベル廃液処理建屋換気設備
- (6) 低レベル廃棄物処理建屋換気設備
- (7) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備
- (8) ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備
- (9) 分析建屋換気設備

## 1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備について、設計図書等に対して色塗りを行い、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出したものを示すものである。

## 2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

### (1) 要求される機能、性能について

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 換気設備のうち、安全上重要な施設以外の換気設備であって、重大事故等対処設備を兼用しない使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備、ウラン脱硝建屋換気設備、第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備、低レベル廃液処理建屋換気設備、低レベル廃棄物処理建屋換気設備、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備、ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備及び分析建屋換気設備（以下、「換気設備（設計基準対象の施設のみ）」という。）に要求される機能、性能のうち、系統として達成する機能、性能は、以下のとおりであり、要求される機能、性能を踏まえて、換気設備（設計基準対象の施設のみ）の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

換気設備（設計基準対象の施設のみ）に係る機能要求②が要求される条文の「別紙2 抜粋版」を「添付1」及び「別紙1-1-40（共通09 別紙2 一覧）」に示す。

### a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

#### (a) 第24条：廃棄施設

##### i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】

#### (b) 第28条：換気設備

##### i. 【換気設備による換気】※

※「i. 【換気設備による換気】」は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に含む。

#### (c) 第10条：閉じ込めの機能

##### i. 【放射性物質の保持機能】※1

##### ii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】※1

##### iii. 【フードの面速維持】※1※2

※1 「i. 【放射性物質の保持機能】」、「ii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」及び「iii. 【フードの面速維持】」は、「(a) 第24条：廃棄施設

i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に含む。

※2 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備、ウラン脱硝換気設備及び分析建屋換気設備が該当

(2) 換気設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、換気設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路を設定する。

換気設備（設計基準対象の施設のみ）に係る機能、性能について、「2.（1）要求される機能、性能について」に示した「a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能」の系統機能毎に事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

換気設備（設計基準対象の施設のみ）に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第24条：廃棄施設」に着目してその範囲を特定した上で、当該設備に関連する「第10条：閉じ込めの機能」及び「第28条：換気設備」に関する範囲を特定する。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能及び主流路

(a) 第24条：廃棄施設

i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】

(i) 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備

使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備は、使用済燃料輸送容器管理建屋給気系及び使用済燃料輸送容器管理建屋排気系で構成し、使用済燃料輸送容器管理建屋内（以下、「室」という。）の換気・空調、排気の浄化及び空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）を行う設備である。

使用済燃料輸送容器管理建屋排気系は、放射線業務従事者及び公衆への放射線被ばくを防止するため、室の汚染のおそれのある区域の空気中に含まれる放射性エアロゾルを高性能粒子フィルタで除去し、排風機により北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）へ移送するとともに、室の汚染のおそれのある区域を負圧に維持する設備である。

使用済燃料輸送容器管理建屋排気系は、1系統の排気系で構成し、室の汚染のおそれのある区域の空気の浄化、北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）への排気及び汚染のおそれのある区域の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、「室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ」、「室内の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）へ移送する排風機」、「換気設備による浄化後の空気を排気するための北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）及び汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト」で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。（第2-1図参照）

<室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ>

- 建屋排気フィルタユニット

<室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を北換気筒へ移送する排風機>

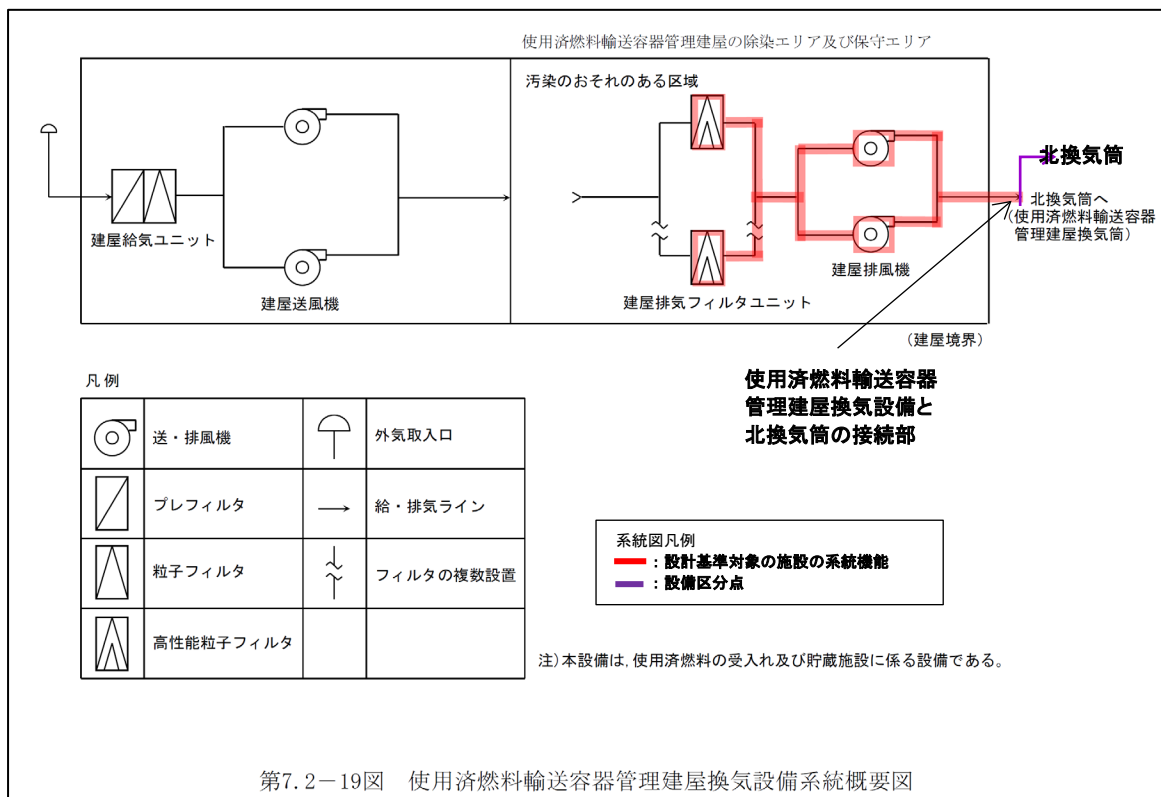
- 建屋排風機

<室の汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト>

- 建屋排気フィルタユニットから北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気

筒)まで空気を移送するダクト

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (i) 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備」に示す。



第7.2-19図 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備系統概要図

第2-1図 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-19図抜粋)

(ii) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系で構成し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内（以下、「室」という。）の換気・空調、排気の浄化並びに空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）を行う設備である。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系は、放射線業務従事者及び公衆への放射線被ばくを防止するため、フード及び室の汚染のおそれのある区域の空気中に含まれる放射性エアロゾルを高性能粒子フィルタで除去し、排風機により北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）へ移送するとともに、フード及び室の汚染のおそれのある区域を負圧に維持する設備である。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系は、1系統の排気系で構成し、フード及び室の汚染のおそれのある区域の空気の浄化、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）への排気及び汚染のおそれのある区域の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、「フード及び室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ」、「室内の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持、フードの面速維持）並びに浄化後の空気を北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）へ移送する排風機」、「換気設備による浄化後の空気を排気するための北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト」で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。（第2-2図参照）

<フード及び室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ>

- 建屋排気フィルタユニット

<フード及び室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を北換気筒へ移送する排風機>

- 建屋排風機

<フード及び室の汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト>

- その他再処理設備の附属施設 分析設備（以下、「分析設備」という。）の【放射性物質を保持する系統の負圧維持】及び【フードの面速維持】のフー

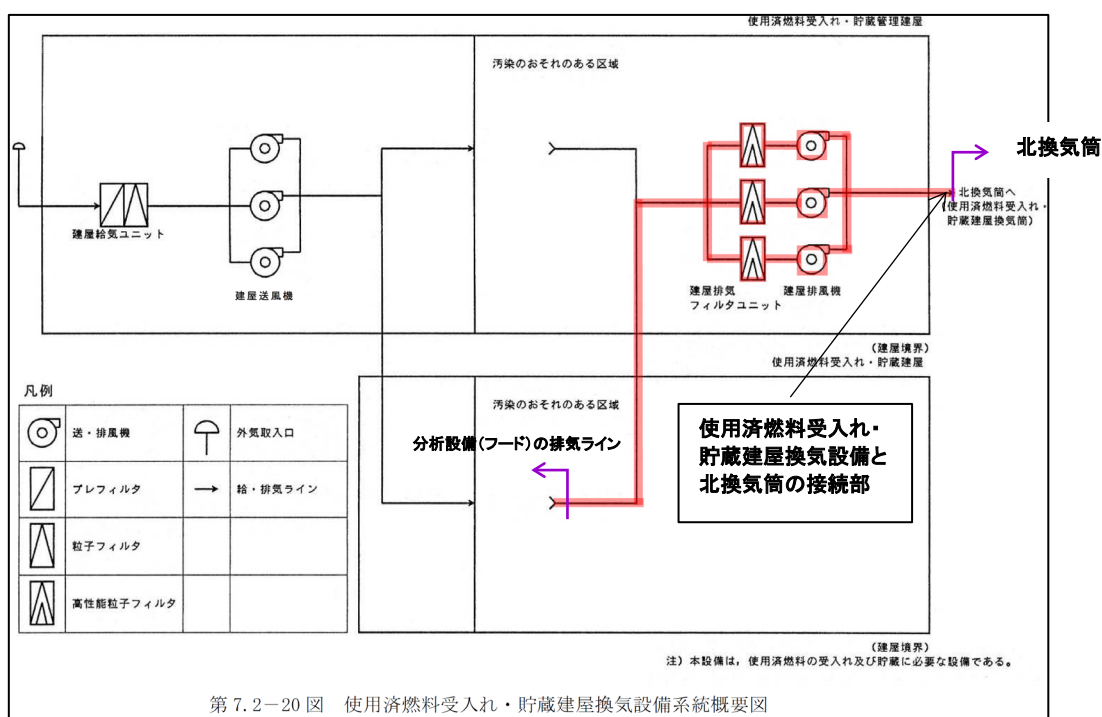


ド※から北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）まで空気を移送するダクト（第2-1図参照）

- 建屋排気フィルタユニットから北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）まで空気を移送するダクト

※ 「別紙1-2-5-6 分析設備」で抽出

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (ii) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備」に示す。



第2-2図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-20図抜粋)

(iii) ウラン脱硝建屋換気設備

ウラン脱硝建屋換気設備は、ウラン脱硝建屋給気系及びウラン脱硝建屋排気系で構成し、フード及びウラン脱硝建屋内（以下、「室」という。）の換気・空調、排気の浄化並びに空気汚染の拡大防止（フード及び室の負圧維持）を行う設備である。

ウラン脱硝建屋排気系は、放射線業務従事者及び公衆への放射線被ばくを防止するため、フード及び室の汚染のおそれのある区域の空気中に含まれる放射性エアロゾルを高性能粒子フィルタで除去し、排風機により放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 換気設備 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備（以下、「チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備」という。）及び

を經由して主排気筒へ移送するとともに、フード及び室の汚染のおそれのある区域を負圧に維持する設備である。

ウラン脱硝建屋排気系は、2系統の排気系で構成し、フード及び室の汚染のおそれのある区域の空気の浄化、主排気筒への排気及び汚染のおそれのある区域の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、「汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ」、「フード及び室内の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を主排気筒へ移送する排風機」、「換気設備による浄化後の空気を排気するための主排気筒及び汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト」で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係るウラン脱硝建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。（第2－3図参照）

<フード及び室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ>

- フード排気フィルタユニット及び建屋排気フィルタユニット

<フード及び室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を主排気筒へ移送する排風機>

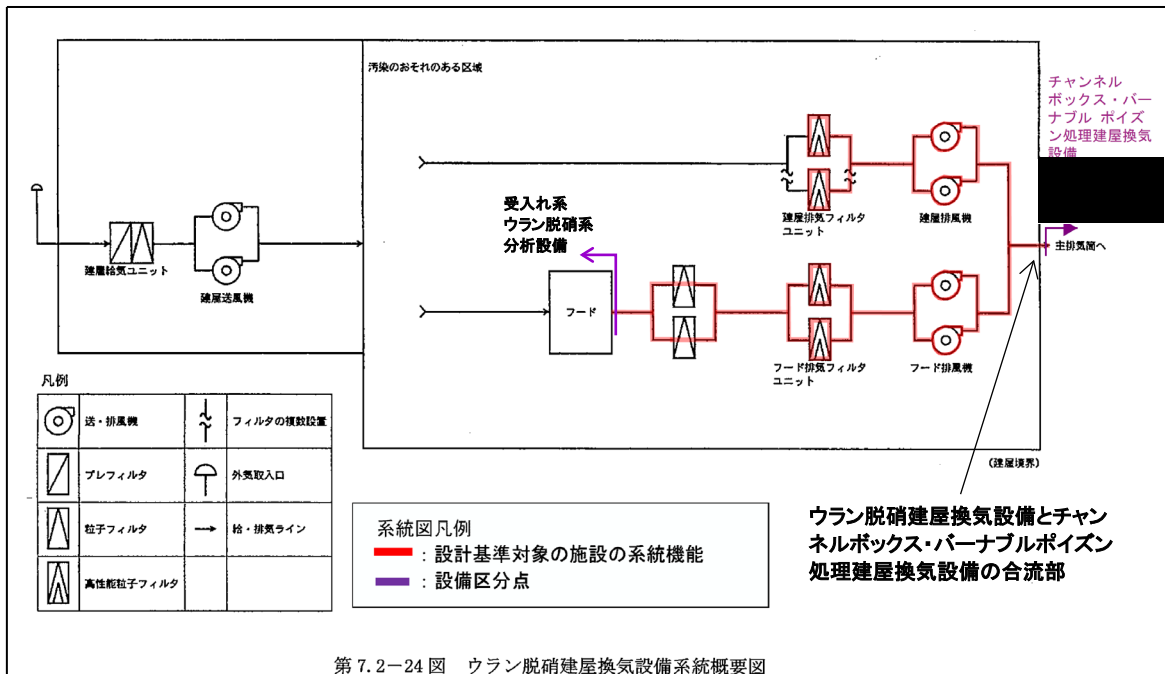
- フード排風機及び建屋排風機

＜フード及び室の汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト＞

- 再処理本体 脱硝施設 ウラン脱硝設備 受入れ系（以下、「受入れ系」という。）、再処理本体 脱硝施設 ウラン脱硝設備 ウラン脱硝系（以下、「ウラン脱硝系」という。）及びその他再処理設備の附属施設 分析設備（以下、「分析設備」という。）の【放射性物質を保持する系統の負圧維持】及び【フードの面速維持】のフード※から主排気筒まで空気を移送するダクトのうち、ウラン脱硝建屋換気設備とチャンネルボックス・バーブルポイズン処理建屋換気設備からの空気を移送するダクトの合流部まで
- 建屋排気フィルタユニットから主排気筒まで空気を移送するダクトのうち、ウラン脱硝建屋換気設備とチャンネルボックス・バーブルポイズン処理建屋換気設備からの空気を移送するダクトの合流部まで

※ 「別紙1-2-2-5-1-1 受入れ系」、「別紙1-2-2-5-1-3 ウラン脱硝系」及び「別紙1-2-5-6 分析設備」で抽出

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】（(iii) ウラン脱硝建屋換気設備）」に示す。



第 2-3 図 ウラン脱硝建屋換気設備 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-24図抜粋)

(iv) 第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備

第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備は、第1 ガラス固化体貯蔵建屋給気系及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋排気系で構成し、ガラス固化体貯蔵ピット収納管及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋内（以下、「室」という。）の換気・空調、排気の浄化並びに空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）を行う設備である。

第1 ガラス固化体貯蔵建屋排気系は、放射線業務従事者及び公衆への放射線被ばくを防止するため、室の汚染のおそれのある区域の空気中に含まれる放射性エアロゾルを高性能粒子フィルタで除去し、排風機により北換気筒（ハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）へ移送し、収納管及び室を換気するとともに、汚染のおそれのある区域を負圧に維持する設備である。

第1 ガラス固化体貯蔵建屋排気系は、6系統（今回対象の東棟は3系統）の排気系で構成し、収納管及び室の汚染のおそれのある区域の空気の浄化、北換気筒（ハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）への排気及び汚染のおそれのある区域の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、「汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ」、「収納管及び室内の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を北換気筒（ハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）へ移送する排風機」、「換気設備による浄化後の空気を排気するための北換気筒（ハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）」及び「汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト」で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。（第2－4図参照）

<室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ>

- 第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット

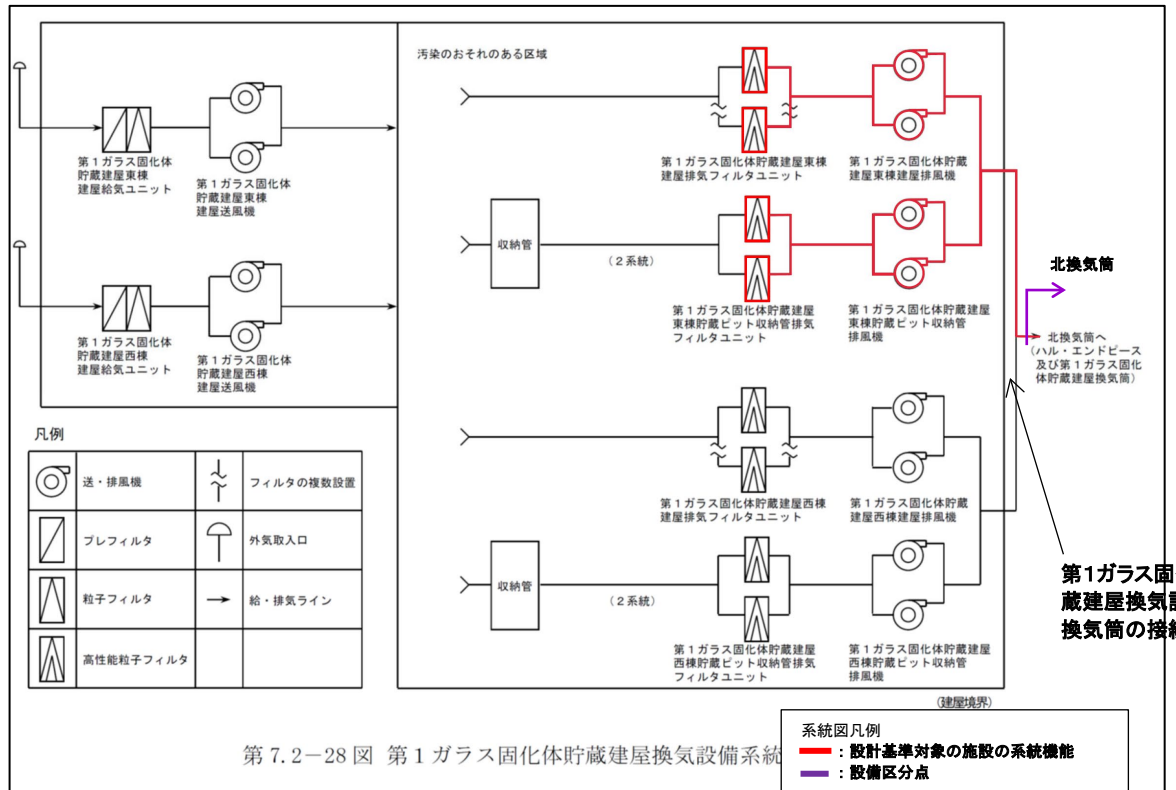
<室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を北換気筒へ移送する排風機>

- 第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排風機

<室の汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト>

- 第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排気フィルタユニットから北換気筒（ハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）まで空気を移送するダクト

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (iv) 第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備」に示す。



第 2-4 図 第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備 系統概要図  
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第 7.2-28 図抜粋)

(v) 低レベル廃液処理建屋換気設備

低レベル廃液処理建屋換気設備は、低レベル廃液処理建屋給気系及び低レベル廃液処理建屋排気系で構成し、低レベル廃液処理建屋内（以下、「室」という。）の換気・空調、排気の浄化並びに空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）を行う設備である。

低レベル廃液処理建屋排気系は、放射線業務従事者及び公衆への放射線被ばくを防止するため、室の汚染のおそれのある区域の空気中に含まれる放射性エアロゾルを高性能粒子フィルタで除去し、排風機により

を經由して低レベル廃棄物処理建屋換気筒へ移送するとともに、室の汚染のおそれのある区域を負圧に維持する設備である。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、「汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ」、「室内の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を低レベル廃棄物処理建屋換気筒へ移送する排風機」、「換気設備による浄化後の空気を低レベル廃棄物処理建屋換気筒へ移送するダクト」で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

低レベル廃液処理建屋排気系は、1系統の排気系で構成し、室の汚染のおそれのある区域の空気の浄化、低レベル廃棄物処理建屋換気筒への排気及び汚染のおそれのある区域の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る低レベル廃液処理建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。（第2-5図参照）

<室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ>

- 建屋排気フィルタユニット

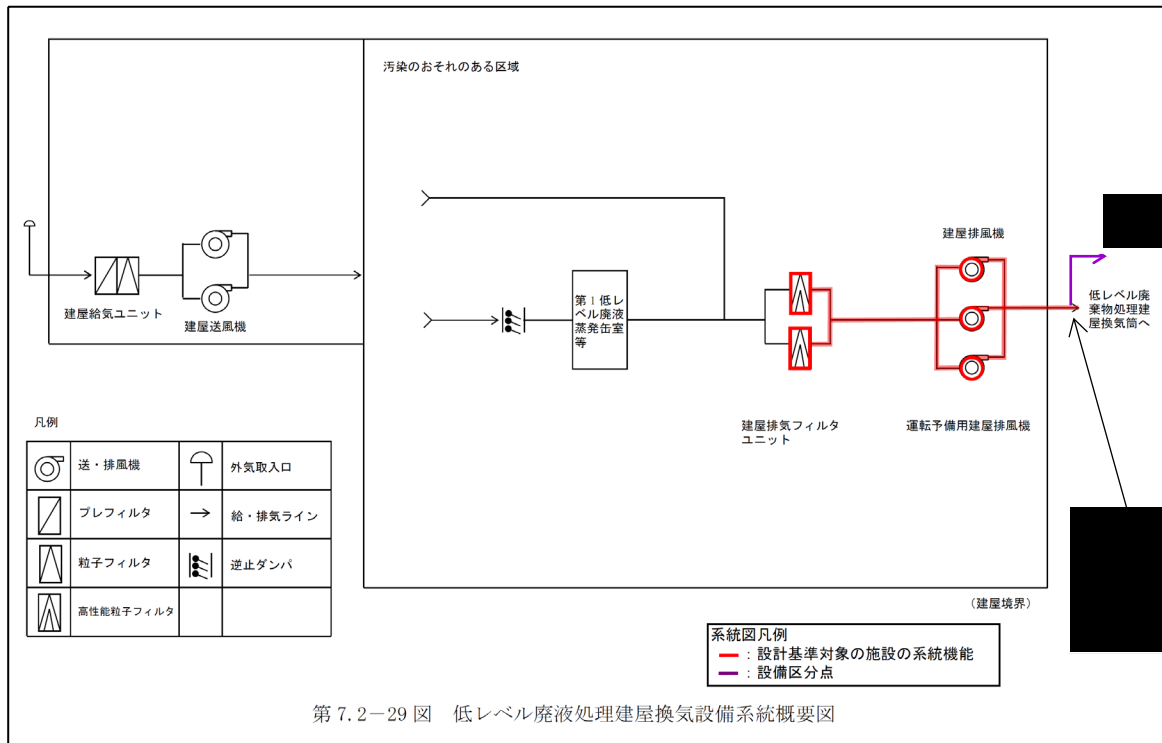
<室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を低レベル廃棄物処理建屋換気筒へ移送する排風機>

- 建屋排風機

<室の汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト>

- 建屋排気フィルタユニットから低レベル廃棄物処理建屋換気筒まで空気を移送するダクトのうち、低レベル廃液処理建屋換気設備とからの空気を移送するダクトの合流部まで

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (v) 低レベル廃液処理建屋換気設備」に示す。



第2-5図 低レベル廃液処理建屋換気設備 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-29図抜粋)

(vi) 低レベル廃棄物処理建屋換気設備

低レベル廃棄物処理建屋換気設備は、低レベル廃棄物処理建屋給気系及び低レベル廃棄物処理建屋排気系で構成し、低レベル廃棄物処理建屋内（以下、「室」という。）の換気・空調、排気の浄化並びに空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）を行う設備である。

低レベル廃棄物処理建屋排気系は、放射線業務従事者及び公衆への放射線被ばくを防止するため、室の汚染のおそれのある区域の空気中に含まれる放射性エアロゾルを高性能粒子フィルタで除去し、排風機によりチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備及び[ ]を経由して主排気筒又は[ ]を経由して低レベル廃棄物処理建屋換気筒へ移送するとともに、それぞれの室の汚染のおそれのある区域を負圧に維持する設備である。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、「汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ」、「室内の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒へ移送する排風機」、「換気設備による浄化後の空気を排気するための主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒並びに汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト」で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

低レベル廃棄物処理建屋排気系は、3系統の排気系で構成し、室の汚染のおそれのある区域の空気の浄化、主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒への排気並びに汚染のおそれのある区域の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る低レベル廃棄物処理建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。（第2-6図参照）

<室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ>

- 建屋排気フィルタユニットⅠ、建屋排気フィルタユニットⅡ及び建屋排気フィルタユニットⅢ

<室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を低レベル廃棄物処理建屋換気筒へ移送する排風機>

- 建屋排風機Ⅰ及び建屋排風機Ⅱ

<室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を主排気筒へ移送する排風機>



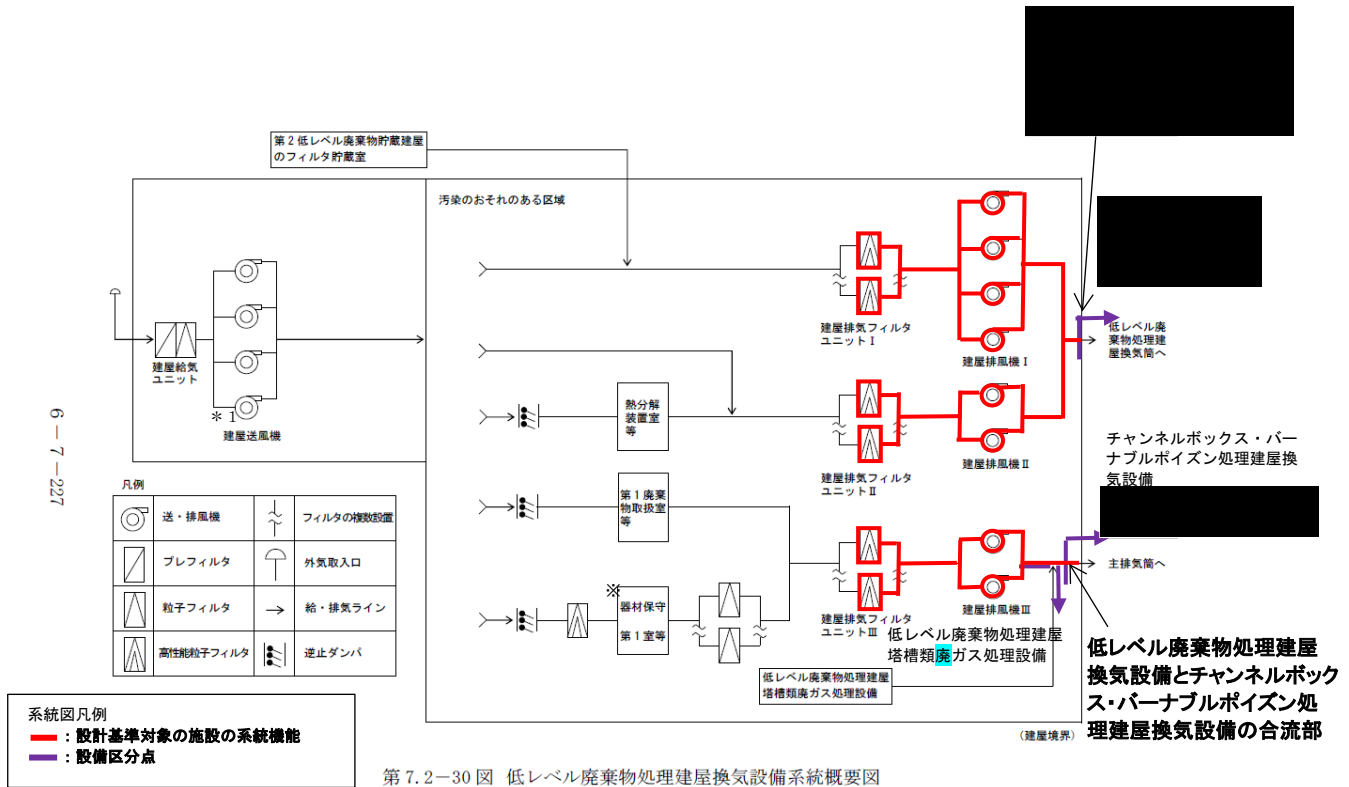
- 建屋排風機Ⅲ

<室の汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト>

- 建屋排気フィルタユニットⅠ及び建屋排気フィルタユニットⅡから低レベル廃棄物処理建屋換気筒まで空気を移送するダクトのうち、低レベル廃棄物処理建屋換気設備と [REDACTED] からの空気を移送するダクトの合流部まで
  - 建屋排気フィルタユニットⅢから主排気筒まで空気を移送するダクト\*のうち、低レベル廃棄物処理建屋換気設備とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備 塔槽類廃ガス処理系から空気を移送するダクトの合流部まで
- ※建屋排風機Ⅲ出口ダクトには低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備排風機（「別紙1-2-4-1-2-8 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象施設のみ）」で抽出）出口配管が合流する

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」（vi）低レベル廃棄物処理建屋換気設備」に示す。

6-7-227



第7.2-30図 低レベル廃棄物処理建屋換気設備系統概要図

第2-6図 低レベル廃棄物処理建屋換気設備 系統概要図

(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-30図抜粋)

(vii) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備

チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系で構成し、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋内（以下、「室」という。）の換気・空調、排気の浄化並びに空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）を行う設備である。

チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系は、放射線業務従事者及び公衆への放射線被ばくを防止するため、室の汚染のおそれのある区域の空気中に含まれる放射性エアロゾルを高性能粒子フィルタで除去し、排風機により[ ]を経由して主排気筒又は[ ]を経由して低レベル廃棄物処理建屋換気筒へ移送するとともに、室の汚染のおそれのある区域を負圧に維持するための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、「汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ」、「室内の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒へ移送する排風機」、「換気設備による浄化後の空気を排気するための主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒並びに汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト」で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系は、2系統の排気系で構成し、室の汚染のおそれのある区域の空気の浄化、主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒への排気並びに汚染のおそれのある区域の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係るチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。

（第2-7図参照）

<室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ>

- 建屋排気フィルタユニット I 及び建屋排気フィルタユニット II

<室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を低レベル廃棄物処理建屋換気筒へ移送する排風機>

- 建屋排風機 I

<室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を主排気筒

へ移送する排風機>

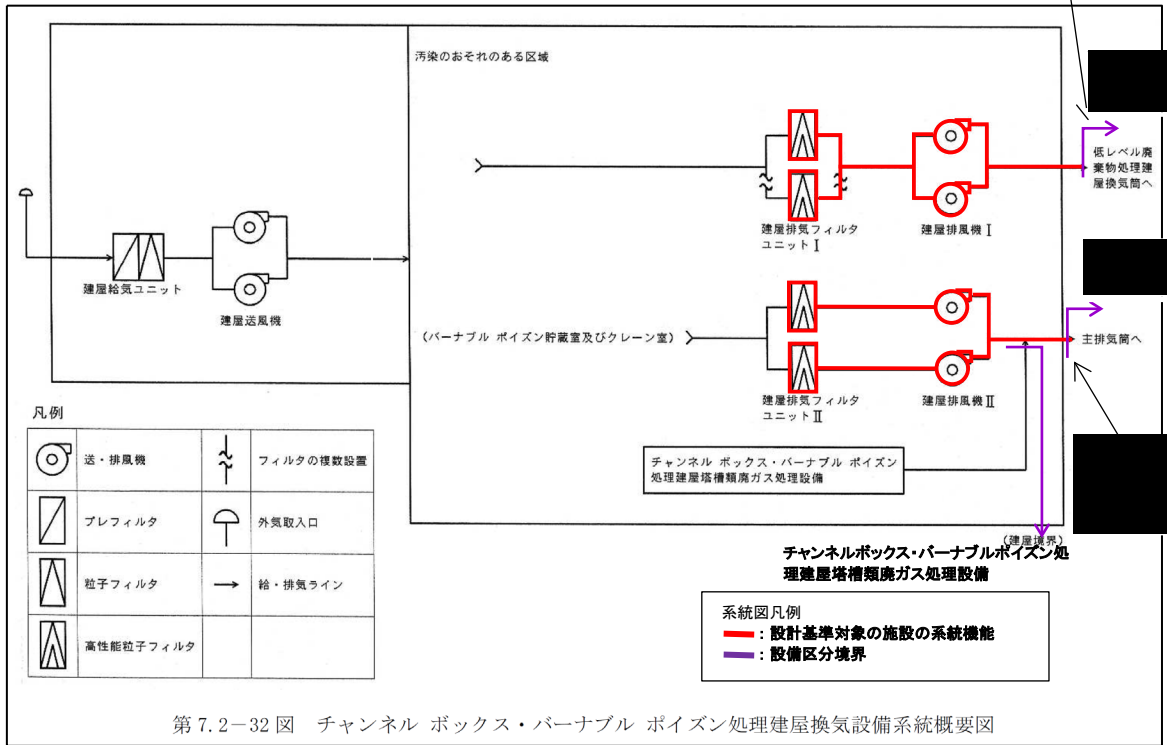
- 建屋排風機Ⅱ

<室の汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト>

- 建屋排気フィルタユニットⅠから低レベル廃棄物処理建屋換気筒まで空気を移送するダクトのうち、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備と[REDACTED]からの空気を移送するダクトの合流部まで
- 建屋排気フィルタユニットⅡから主排気筒まで空気を移送するダクト\*のうち、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備と[REDACTED]からの空気を移送するダクトの合流部まで

※建屋排風機Ⅱ出口ダクトにはチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備排風機（「別紙1-2-4-1-2-8 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象施設のみ）」で抽出）出口配管が合流する

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (vii) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備」に示す。



第2-7図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備  
系統概要図

(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-32図抜粋)

(viii) ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備

ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備は、ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系及びハル・エンドピース貯蔵建屋排気系で構成し、ハル・エンドピース貯蔵建屋内（以下、「室」という。）の換気・空調、排気の浄化並びに空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）を行う設備である。

ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系は、放射線業務従事者及び公衆への放射線被ばくを防止するため、室の汚染のおそれのある区域の空気中に含まれる放射性エアロゾルを高性能粒子フィルタで除去し、排風機により北換気筒（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）へ移送するとともに、室のおそれのある区域を負圧に維持する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、「汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ」、「室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を北換気筒（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）へ移送する排風機」、「換気設備による浄化後の空気を排気するための北換気筒（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）及び汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト」で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係るハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。（第2－8図参照）

<室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ>

- 建屋排気フィルタユニット I 及び建屋排気フィルタユニット II

<室の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を主排気筒へ移送する排風機>

- 建屋排風機 I 及び建屋排風機 II

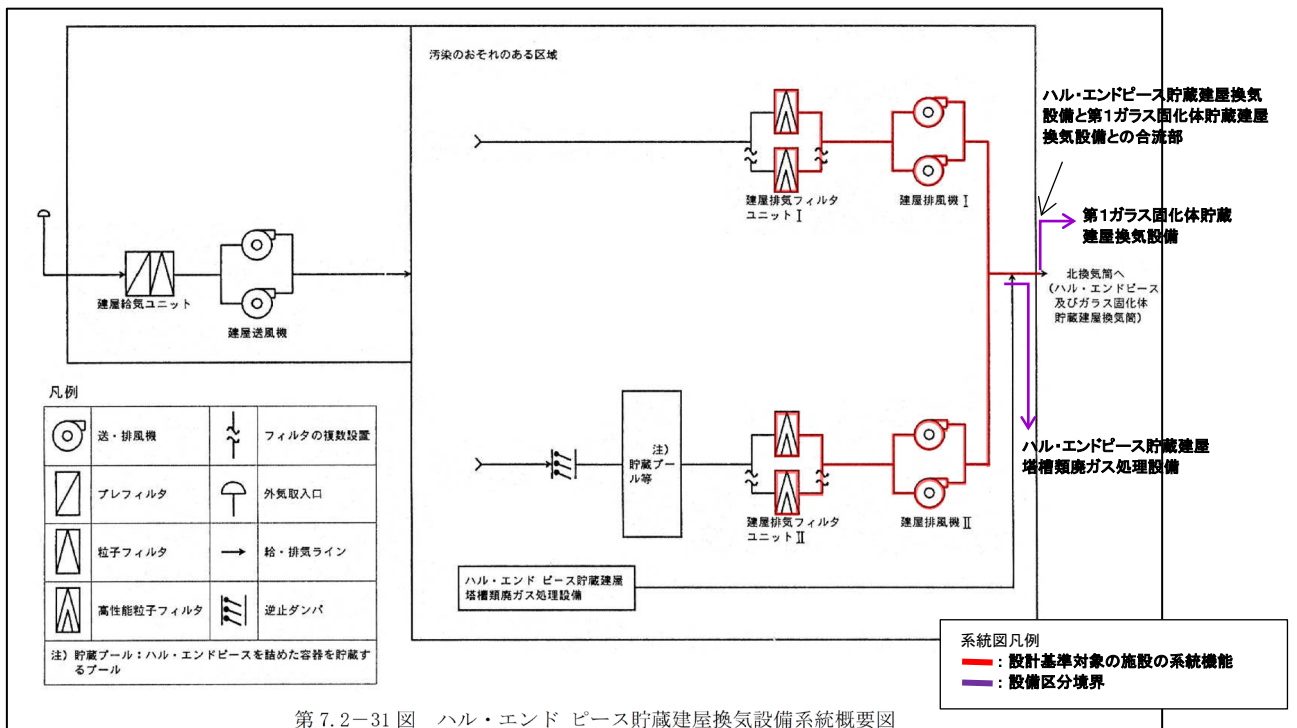
<室の汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト>

- 建屋排気フィルタユニットから北換気筒（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）まで空気を移送するダクト※のうち、ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備と第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備からの空気を移送するダクトの合流部まで

※建屋排風機 II 出口ダクトには放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備」とい

う。) 排風機 (「別紙1-2-4-1-2-8 塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象施設のみ)」で抽出) 出口配管が合流する

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (viii) ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備」に示す。



第2-8図 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-31図抜粋)



(ix) 分析建屋換気設備

分析建屋換気設備は、分析建屋給気系及び分析建屋排気系で構成し、セル、グローブボックス、フード（以下、「セル等」という。）及び分析建屋内（以下、「室」という。）の換気・空調、排気の浄化並びに空気汚染の拡大防止（セル等及び室の負圧維持）を行う設備である。

分析建屋排気系は、放射線業務従事者及び公衆への放射線被ばくを防止するため、セル等及び室の汚染のおそれのある区域の空気中に含まれる放射性エアロゾルを高性能粒子フィルタで除去し、排風機によりチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備及び [REDACTED] を経由して主排気筒へ移送するとともに、セル等及び室の汚染のおそれのある区域を負圧に維持する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、「汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ」、「セル等及び室内の換気、空気汚染の拡大防止（室の負圧維持）並びに浄化後の空気を主排気筒へ移送する排風機」、「換気設備による浄化後の空気を排気するための主排気筒及び汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト」で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る分析建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。（第2-9図参照）

<セル等及び室の汚染のおそれのある区域からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ>

- セル排気フィルタユニット、グローブボックス排気フィルタユニット、フード排気フィルタユニット及び建屋排気フィルタユニット

<セル等及び室の換気、空気汚染の拡大防止（セル及び室の負圧維持）並びに浄化後の空気を主排気筒へ移送する排風機>

- セル排風機、グローブボックス排風機、フード排風機及び建屋排風機

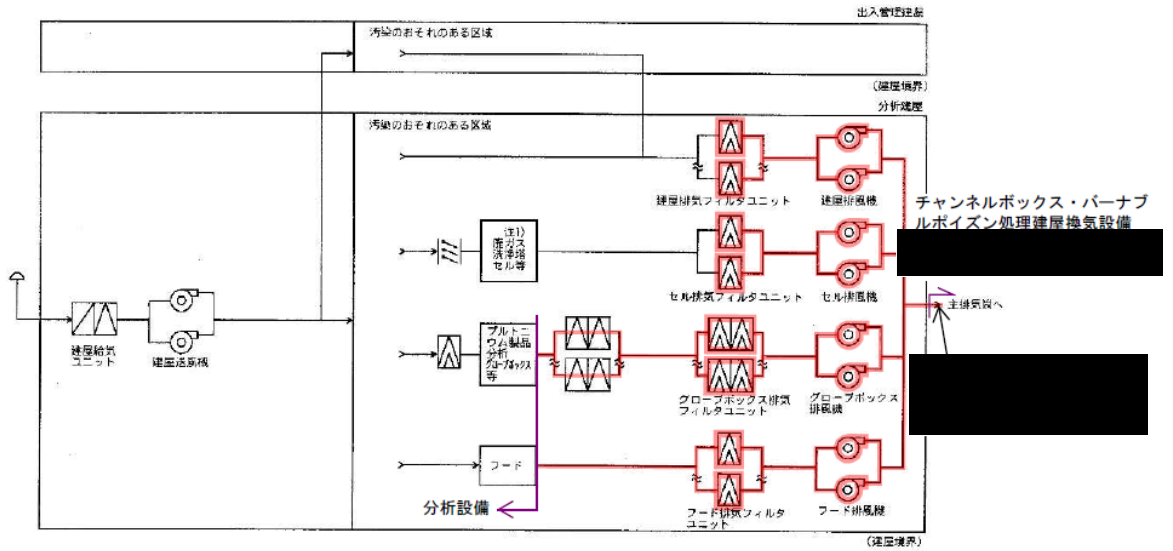
<セル等及び室の汚染のおそれのある区域からの空気を移送するダクト>

- その他再処理設備の附属施設 分析設備（以下、「分析設備」という。）の【放射性物質の保持】及び【放射性物質を保持する系統の負圧維持】のグローブボックス※並びに【放射性物質を保持する系統の負圧維持】及び【フードの面速維持】のフード※から主排気筒まで空気を移送するダクトのうち、分析建屋換気設備とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備からの空気を移送するダクトの合流部まで（第2-9図参照）

- セル排気フィルタユニット及び建屋排気フィルタユニットから主排気筒まで空気を移送するダクトのうち、分析建屋換気設備とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備からの空気を移送するダクトの合流部まで

※ 「別紙1-2-5-6 分析設備」で抽出

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (ix) 分析建屋換気設備」に示す。



凡例

	送・排風機		フィルタの種類設置
	プレフィルタ		外気取入口
	粒子フィルタ		導・排気ライン
	高性能粒子フィルタ		逆止ダンパ

注1) 薬ガス洗浄槽セル等：放射性物質を開放状態を取り扱うことのないセル

系統図凡例

	：設計基準対象の施設の系統機能
	：設備区分点

第 7.2-33 図 分析建屋換気設備系統概要図

第 2-9 図 分析建屋換気設備 系統概要図  
(事業変更許可申請書 添付書類六 第 7.2-33 図抜粋)

(b) 第28条：換気設備

i. 【換気設備による換気】

放射線業務従事者の放射線障害の防止を図るため、セル、グローブボックス及びフードの汚染のおそれがある区域並びに建屋排気フィルタユニットからの空気を主排気筒、北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋排気筒まで移送するラインを主流路として設定する。また、換気にあたっては、公衆の放射線障害の防止を図るため、セル等及び室の汚染のおそれがある区域からの空気を主排気筒、北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋排気筒まで移送するラインにフィルタを設置し、これを主流路として設定する。

この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲と同じである。（第2-1図～第2-9図参照）

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(b) 第28条：換気設備 i. 【換気設備による換気】」に示す

(c) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【放射性物質の保持機能】

建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）は、セル、グローブボックス、フードの汚染のおそれがある区域及び室の汚染のおそれがある区域の空気を取り扱うことから、セル、グローブボックス、フードの汚染のおそれがある区域及び建屋排気フィルタユニットから空気を主排気筒、北換気筒又は廃棄物処理建屋換気筒まで移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i.

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲と同じである。（第2-1図～第2-9図参照）

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(c) 第10条：閉じ込めの機能 i. 【放射性物質の保持機能】」に示す。

ii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】

負圧に維持する必要があるセル等の汚染のおそれのある区域、フードの汚染のおそれがある区域及び建屋排気フィルタユニットから主排気筒、北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒まで空気を移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲に含まれる。

【放射性物質を保持する系統の負圧維持】の機能を達成するために必要な範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に示した範囲のうち、以下のとおり。(第2-1図～第2-9図参照)

(i) 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備

- 建屋排風機
- 建屋排気フィルタユニットから建屋排風機まで空気を移送するダクト

(ii) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備

- 建屋排風機
- フードから建屋排風機まで空気を移送するダクト

(iii) ウラン脱硝建屋換気設備

- 建屋排風機、フード排風機
- 建屋排気ユニットから建屋排風機及びフードからフード排風機まで空気を移送するダクト

(iv) 第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備

- 第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機、第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排風機
- 第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニットから第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機及び第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排気フィルタユニットから第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排風機まで空気を移送するダクト

(v) 低レベル廃液処理建屋換気設備

- 建屋排風機
- 建屋排気フィルタユニットから建屋排風機まで空気を移送するダクト

- (vi) 低レベル廃棄物処理建屋換気設備
- 建屋排風機Ⅰ、建屋排風機Ⅱ、建屋排風機Ⅲ
  - 建屋排気フィルタユニットⅠから建屋排風機Ⅰ、建屋排気フィルタユニットⅡから建屋排風機Ⅱ及び建屋排気フィルタユニットⅢから建屋排風機Ⅲまで空気を移送するダクト
- (vii) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備
- 建屋排風機Ⅰ、建屋排風機Ⅱ
  - 建屋排気フィルタユニットⅠから建屋排風機Ⅰ及び建屋排気フィルタユニットⅡから建屋排風機Ⅱまで空気を移送するダクト
- (viii) ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備
- 建屋排風機Ⅰ、建屋排風機Ⅱ
  - 建屋排気フィルタユニットⅠから建屋排風機Ⅰ及び建屋排気フィルタユニットⅡから建屋排風機Ⅱまで空気\*を移送するダクト
- (ix) 分析建屋換気設備
- 建屋排風機、セル排風機、グローブボックス排風機、フード排風機
  - フード、グローブボックスの汚染のおそれのある区域並びにセル排気フィルタユニット及び各排気フィルタユニットから各排風機まで空気を移送するダクト

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(c) 第10条：閉じ込めの機能 ii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に示す。

### iii. 【フードの面速維持】

#### (i) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置する分析設備において、使用済燃料等を取り扱うフードの開口部における風速（面速）を維持する必要があることから、フードから排風機まで空気を移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲に含まれる。

【フードの面速維持】に関する機能は、フードの風速を維持するために必要な排風機及びフードから排風機まで空気を移送するダクトで構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【フードの面速維持】に係る使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。（第2-2図参照）

- 建屋排風機
- フードから建屋排風機まで空気を移送するダクト

#### (ii) ウラン脱硝建屋換気設備

ウラン脱硝建屋内に設置する受入れ系、ウラン脱硝系及び分析設備等において、使用済燃料等を取り扱うフードの開口部における風速（面速）を維持する必要があることから、フードから排風機まで空気を移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲に含まれる。

【フードの面速維持】に関する機能は、フードの風速を維持するために必要な排風機及びフードから排風機まで空気を移送するダクトで構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【フードの面速維持】に係るウラン脱硝建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。（第2-3図参照）

- フード排風機
- フードからフード排風機まで空気を移送するダクト



(iii) 分析建屋換気設備

分析建屋内に設置する分析設備において、使用済燃料等を取り扱うフードの開口部における風速（面速）を維持する必要があることから、フードから排風機まで空気を移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲に含まれる。

【フードの面速維持】に関する機能は、フードの風速を維持するために必要な排風機及びフードから排風機まで空気を移送するダクトで構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【フードの面速維持】に係る分析建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。

(第2-9図参照)

- フード排風機
- フードからフード排風機まで空気を移送するダクト

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(c) 第10条：閉じ込めの機能 iii. 【フードの面速維持】」に示す。

### (3) 主配管名称の設定の考え方

換気設備（設計基準対象の施設のみ）の主配管名称を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2. (2) 換気設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方」の図表で示した主要機器を用いて示し、主となる系統機能【放射性気体廃棄物の処理及び排気】単位を基本とし、機能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

このため、各系統機能に係る主流路の範囲に対し、系統機能、流体が異なる単位毎（主配管グループ）に纏め、「主配管（建屋換気系）」と記載する。また、系統概要図にて主流路を設定した範囲と、「添付3（1）抽出リスト」、「添付2申請対象設備リスト」に示す主配管グループとの紐付け関係が判るように示す。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に従い、仕様表作成段階までに詳細化（from-to形式）を実施する。

換気設備（設計基準対象の施設のみ）は「2. (2) 換気設備に係る主流路の考え方」の第2-1図～第2-9図で示したとおり、「第28条：換気設備 i. 【換気設備による換気】」に関する機能、「第10条：閉じ込めの機能 i. 【放射性物質の保持機能】」に関する機能、「第10条：閉じ込めの機能 ii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に関する機能及び「第10条：閉じ込めの機能 iii. 【フードの面速維持】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲が「第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲に含まれることから、これらを合わせて各系統機能に係る主流路の範囲を示す。

- a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能
  - (a) 第24条：廃棄施設
    - i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】
  - (b) 第28条：換気設備
    - i. 【換気設備による換気】
  - (c) 第10条：閉じ込めの機能
    - i. 【放射性物質の保持機能】
    - ii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】
    - iii. 【フードの面速維持】

換気設備の【放射性気体廃棄物の処理及び排気】、【換気設備による換気】、【放射性物質の保持機能】、【放射性物質を保持する系統の負圧維持】及び【フードの面速維持】に係る主流路（第3-1図～第3-10図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐダクト（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（建屋換気系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、当該設備の主流路の始点又は終点となる他設備（カッコ内設備）を記載するもので、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

(i) 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備

<室の汚染のおそれのある区域に係る範囲>

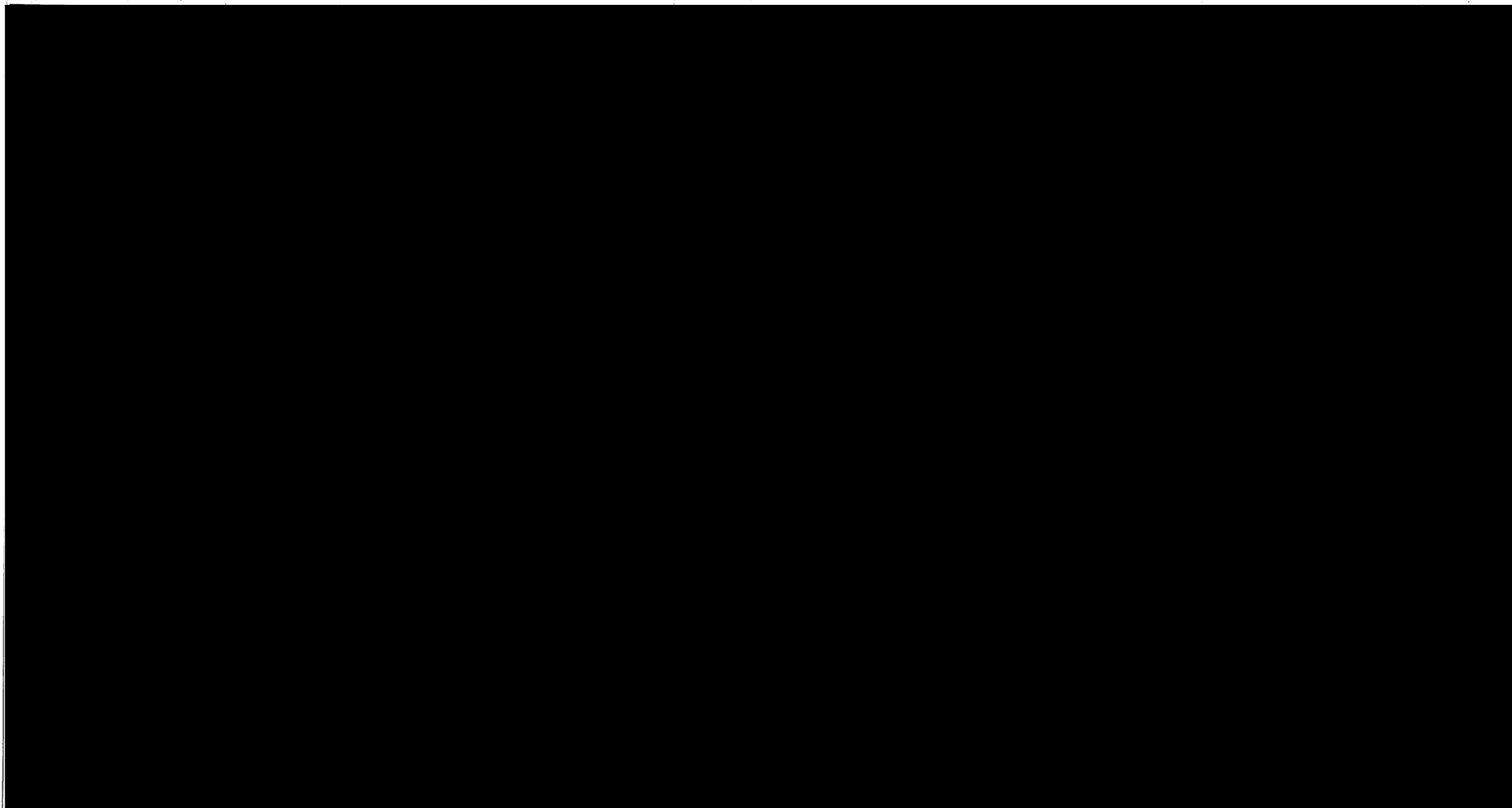
- [室⇒] ※<sup>1</sup> 建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒  
[北換気筒 (使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒) ※<sup>2</sup>]

(第3-1図参照)

- ※1 室の汚染のおそれのある区域から建屋排気フィルタユニットまでの範囲は主流路と設定しない。主流路と設定しない理由は「2.(4)留意事項」に示す。
- ※2 北換気筒 (使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒) : 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備と北換気筒 (使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒) の設備区分点は、使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備と北換気筒 (使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒) との接続部とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-3 北換気筒



注1：必要に応じて空調機を設置する。  
注2：汚染の程度に該当する室番号を表-1～表-6に示す。  
注3：汚染のおそれのある区域内のダクトは、建物の一部を流路とする場合がある。

注記  
\*1：枠内のダクトは流路を示し、建物の一部を示す。  
\*2：フィルタユニットの入口/出口に試験用のノズルを設ける。  
\*3：他設備との境界は本設備のダクトから見て第1フランジ継手である。  
\*4：北換気筒のうち、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒を示す。

第1.1.1.1.3-1図  
使用済燃料輸送容器管理建屋  
換気設備の系統図(その1)

図-へ-1-1-1

D

第3-1図 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備 系統図(放射性気体廃棄物の処理及び排気)

(ii) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備

<室の汚染のおそれのある区域に係る範囲>

- [室⇒] ※<sup>1</sup> 建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒  
[北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) ※<sup>2</sup>]

<フードの汚染のおそれのある区域に係る範囲>

- [フード※<sup>3</sup>] ⇒建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒  
[北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) ※<sup>2</sup>]

(第3-2図及び第3-1表参照)

※1 室の汚染のおそれのある区域から建屋排気フィルタユニットまでの範囲は主流路と設定しない。主流路と設定しない理由は「2.(4)留意事項」に示す。

※2 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) : 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備と北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の設備区分点は、北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) と北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) との接続部とする。

※3 フードと使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の設備区分点は、フードとの接続部とする。

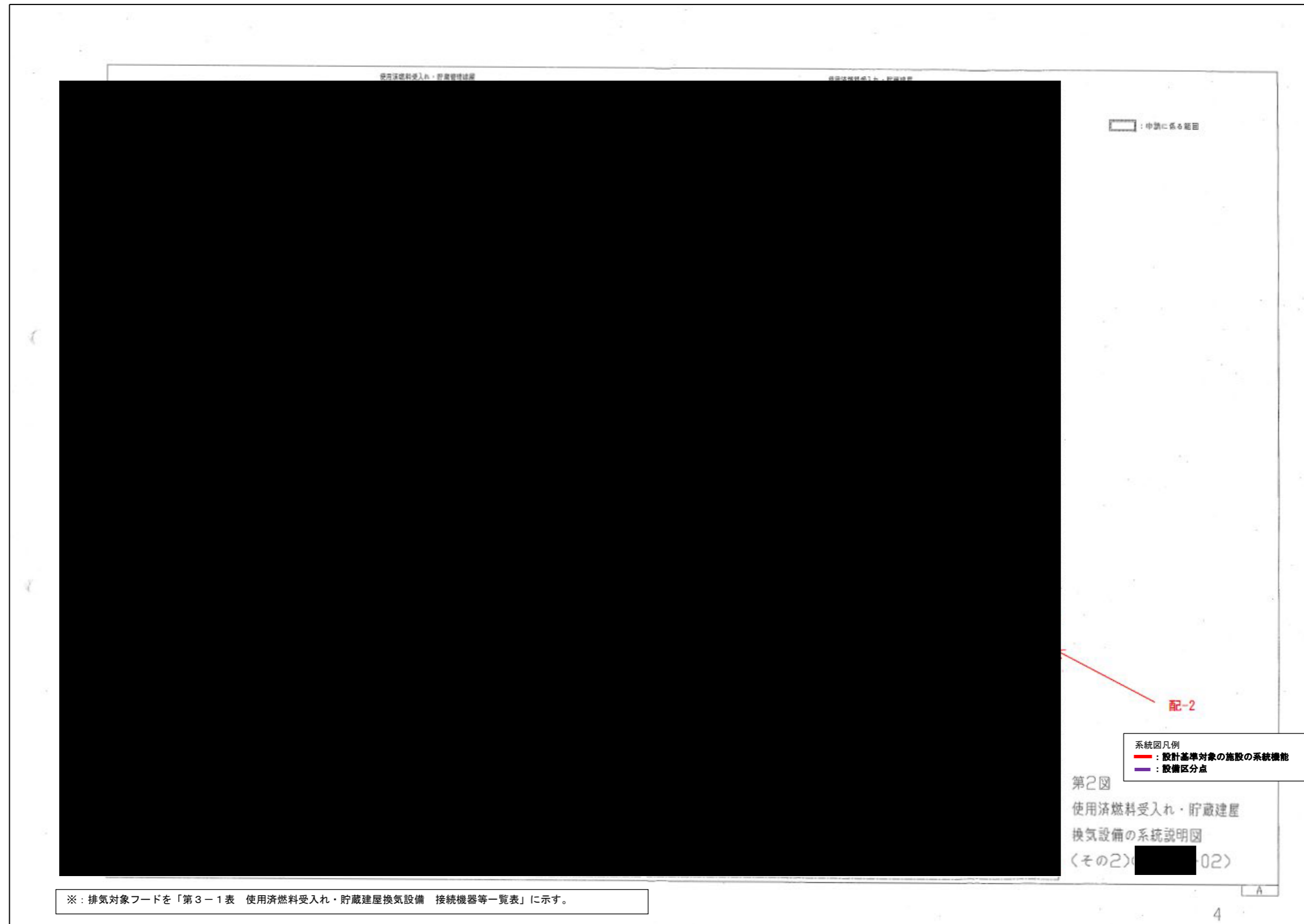
また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-2-5-6 分析設備

別紙 1-3 北換気筒



第3-2(1)図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備 系統図(放射性気体廃棄物の処理及び排気)



第3-2(2)図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気)



第3-1表 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備 接続機器等一覧表

接続されている排気系	接続されている排風機	対象機器名称	対象機器の設備区分
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	建屋排風機	キャスク内部水サンプリングフード	分析設備
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	建屋排風機	廃樹脂貯槽デカント水出口・第1ろ過装置出口サンプリングフード	分析設備
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	建屋排風機	低レベル濃縮廃液ポンプ出口サンプリングフード	分析設備

(iii) ウラン脱硝建屋換気設備

<フードの汚染のおそれのある区域に係る範囲>

- [フード<sup>※1</sup>] ⇒フード排気フィルタユニット  
⇒フード排風機⇒[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部<sup>※2</sup>] ⇒  
[ ]のダクト合流部<sup>※3</sup>] ⇒  
[主排気筒]

<室の汚染のおそれのある区域に係る範囲>

- [室⇒] <sup>※4</sup>建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒  
[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部<sup>※2</sup>] ⇒ [ ]のダクト合流部<sup>※3</sup>]  
⇒ [主排気筒]  
(第3-3図及び第3-2表参照)

- ※1 受入れ系、ウラン脱硝系及び分析設備：受入れ系、ウラン脱硝系及び分析設備のフードとウラン脱硝建屋換気設備の設備区分点は、ウラン脱硝建屋換気設備の接続部とする。
- ※2 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備：チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備とウラン脱硝建屋換気設備の設備区分点は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の合流部とする。
- ※3 [ ]とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の設備区分点は、[ ]との合流部とする。
- ※4 室の汚染のおそれのある区域から建屋排気フィルタユニットまでの範囲は主流路と設定しない。主流路と設定しない理由は「2.(4)留意事項」に示す。

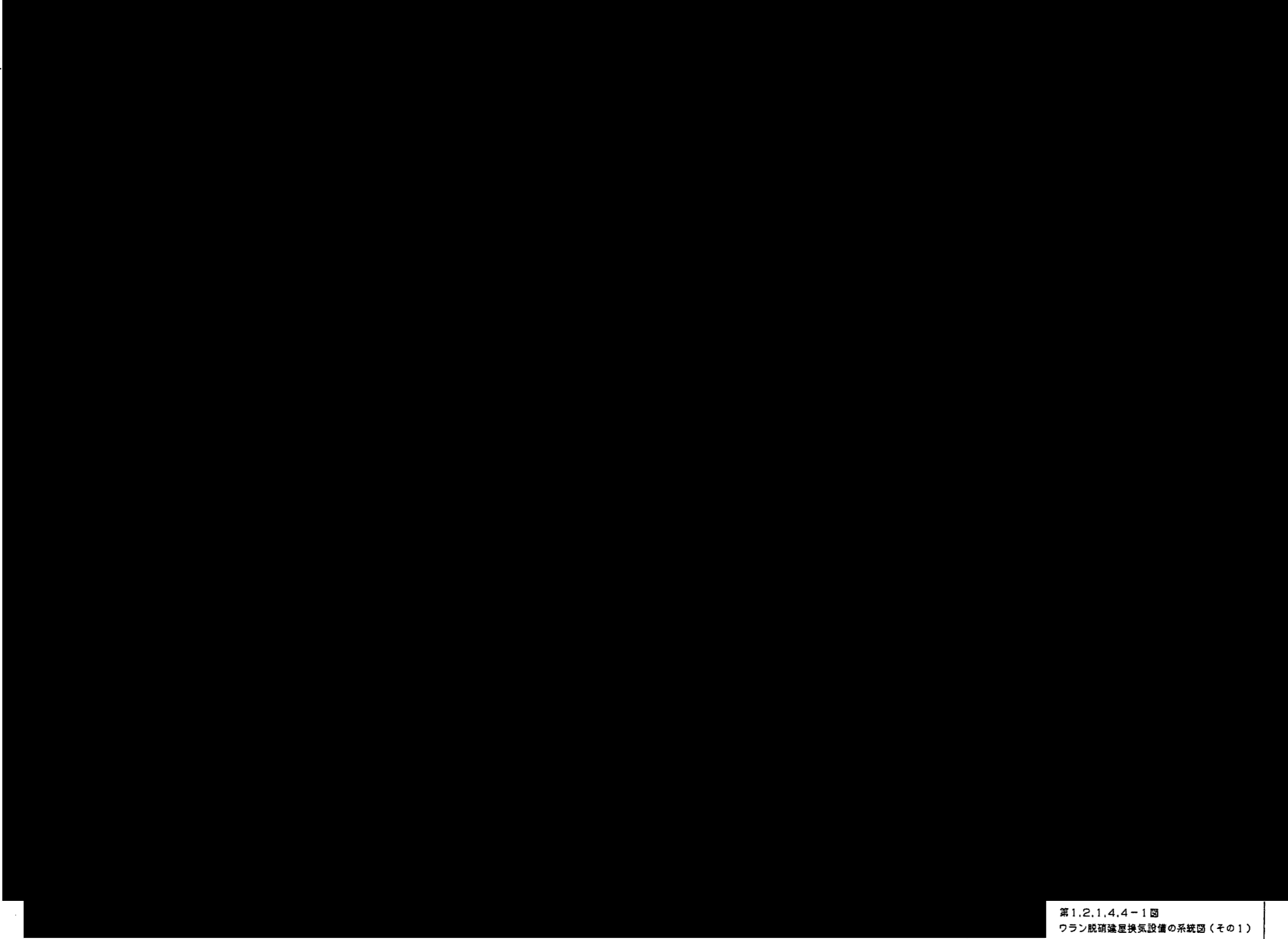
また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

[ ] [ ]  
別紙1-2-2-5-1-1 受入れ系

別紙1-2-2-5-1-3 ウラン脱硝系

別紙1-2-5-6 分析設備

別紙 1-3 主排気筒



第1.2.1.4.4-1図  
ウラン脱硝建屋換気設備の系統図(その1)

※：排気対象フードを「第3-2表 ウラン脱硝建屋換気設備 接続機器等一覧表」に示す。

図-へ-1-20-1 I<sup>+</sup>

1

第3-3図 ウラン脱硝建屋換気設備 系統図(放射性気体廃棄物の処理及び排気)

第3-2表 ウラン脱硝建屋換気設備 接続機器等一覧表

接続されている排気系	接続されている排風機	対象機器名称	対象機器の設備区分
ウラン脱硝建屋排気系	フード排風機	硝酸ウラニル貯槽サンプリングフード	ウラン脱硝設備 受入れ系
ウラン脱硝建屋排気系	フード排風機	除染フード	ウラン脱硝設備 ウラン脱硝系
ウラン脱硝建屋排気系	フード排風機	UO3 溶解液受槽サンプリングフード	ウラン脱硝設備 ウラン脱硝系
ウラン脱硝建屋排気系	フード排風機	硝酸ウラニル供給槽サンプリングフード	分析設備
ウラン脱硝建屋排気系	フード排風機	送受信装置フード	分析設備

(iv) 第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備

<室の汚染のおそれのある区域に係る範囲>

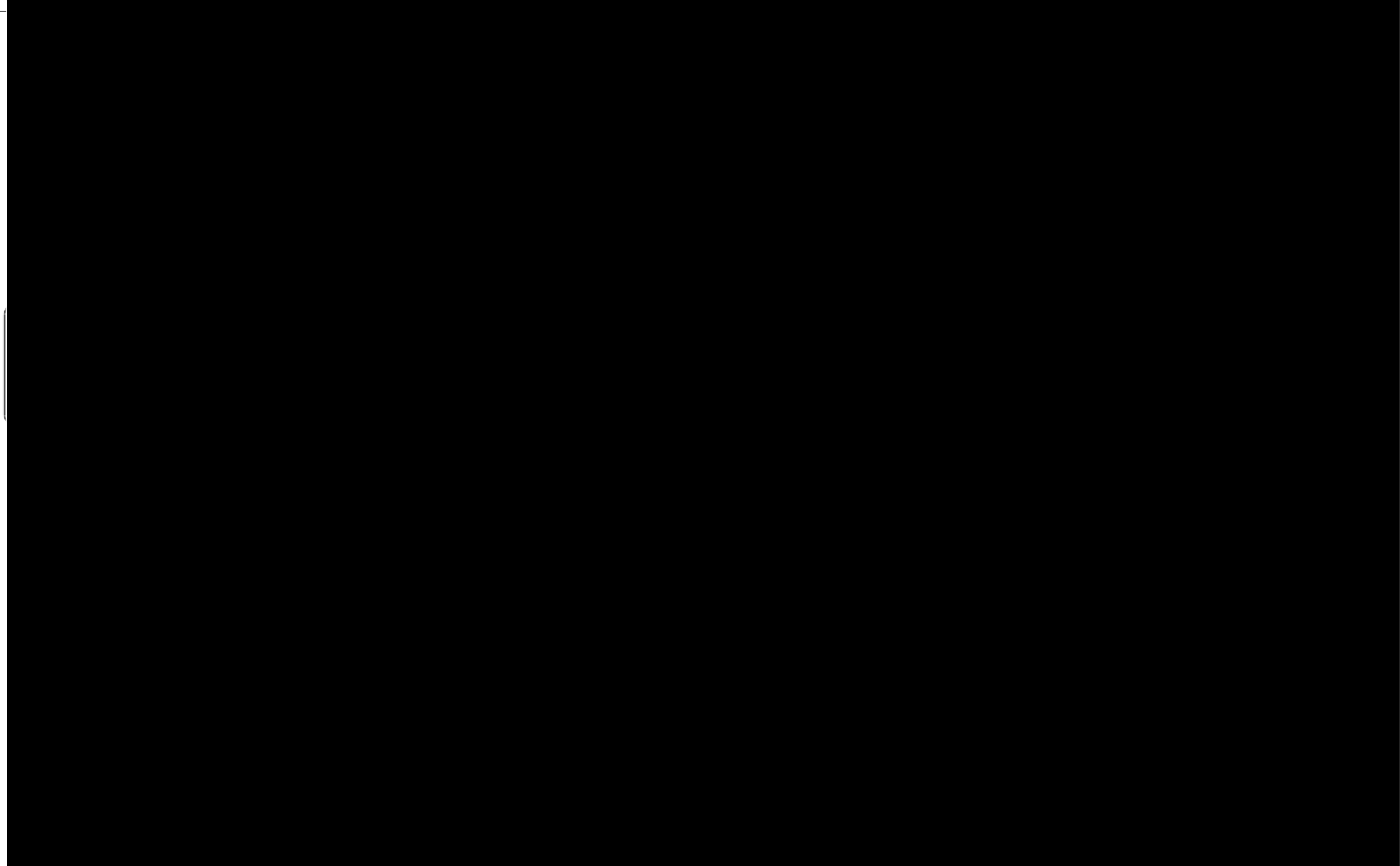
- [室⇒] ※<sup>1</sup> 第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット⇒  
第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機⇒ [北換気筒 (ハル・エンドピース  
及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒) ※<sup>2</sup>]
- [室⇒] ※<sup>1</sup> 第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排気フィルタユニッ  
ト⇒第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排風機⇒ [北換気筒 (ハル・  
エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒) ※<sup>2</sup>]

(第3-4図参照)

- ※1 室の汚染のおそれのある区域から建屋排気フィルタユニットまでの範  
囲は主流路と設定しない。主流路と設定しない理由は「2.(4) 留意  
事項」に示す。
- ※2 北換気筒 (ハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒) :  
第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備と北換気筒 (ハル・エンドピース及  
び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒) の設備区分点は、第1 ガラス固化  
体貯蔵建屋換気設備と北換気筒 (ハル・エンドピース及び第1 ガラス固  
化体貯蔵建屋換気筒) との接続部

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-3 北換気筒



\* 11: 試料採取装置を設ける。  
\* 12: 試料採取用の管台を設ける。

第 1.2.1.4.9-3 図  
第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備の系統図 (その 1)

図-ヘ-1-1-3 E

第 3-4 (1) 図 第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気)



- 3. ↑印はダクト接続部端点を示す。
- 4. 今回申請範囲のダクトは再処理第5種管に相当しない。

第2.2.1.4.9-1図  
第1ガラス固化体貯蔵建屋換気  
設備の系統図(██████-01)

4520

第3-4(2)図 第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備 系統図(放射性気体廃棄物の処理及び排気)



(v) 低レベル廃液処理建屋換気設備

<室の汚染のおそれのある区域に係る範囲>

- [室⇒] ※<sup>1</sup> 建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒  
[ ] のダクト合流部※<sup>2</sup> ] ⇒  
[低レベル廃棄物処理建屋換気筒]

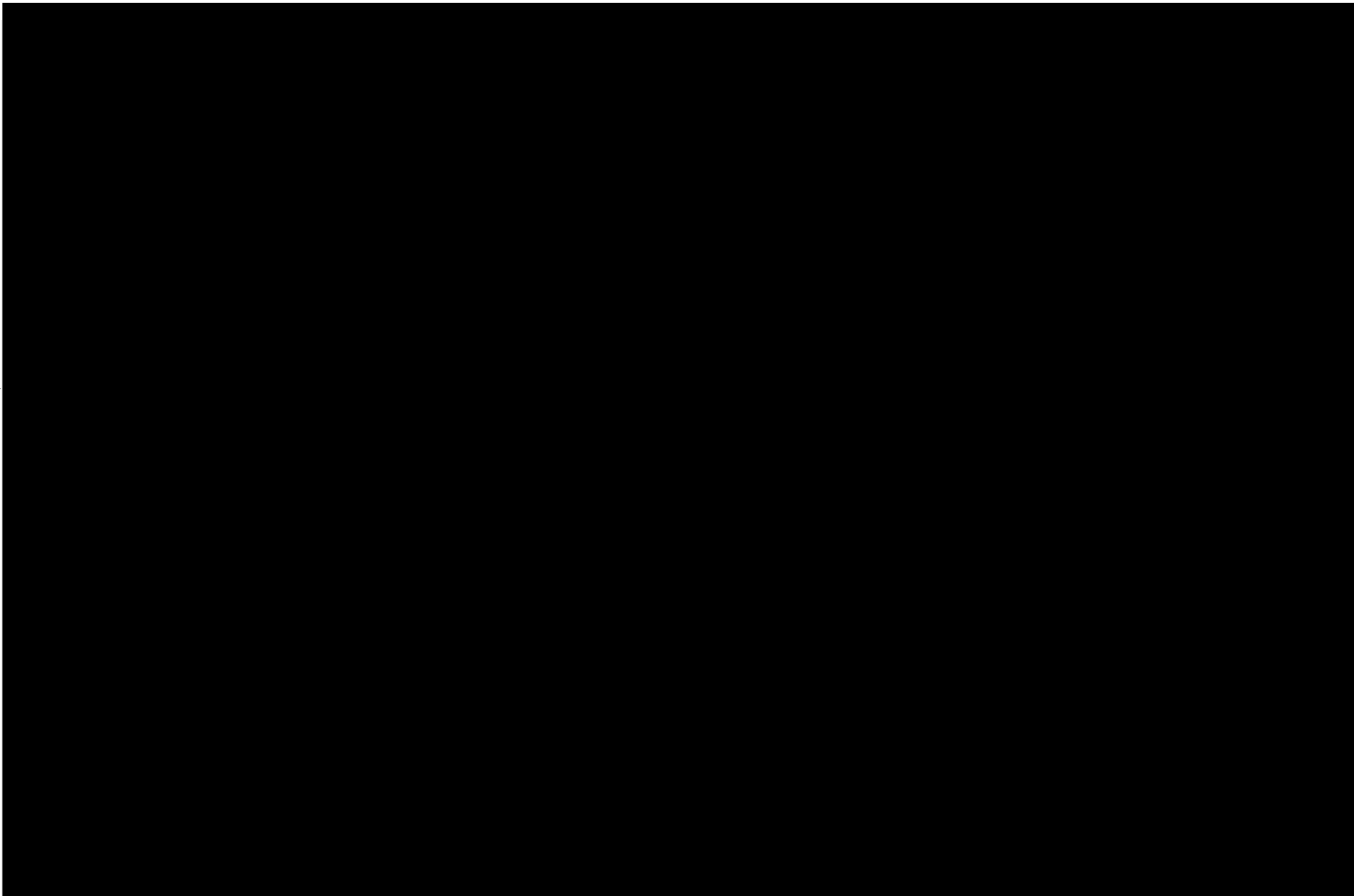
(第3-5図参照)

※1 室の汚染のおそれのある区域から建屋排気フィルタユニットまでの範囲は主流路と設定しない。主流路と設定しない理由は「2.(4)留意事項」に示す。

※2 [ ] と低レベル廃液処理建屋換気設備の設備区分点は、[ ] の合流部とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

[ ] [ ]



第1.2.1.4.10-1図  
低レベル廃液処理建屋換気設備の系統図  
(その1)

図-へ-1-24-1

F

第3-5図 低レベル廃液処理建屋換気設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気)

(vi) 低レベル廃棄物処理建屋換気設備

< 室の汚染のおそれのある区域に係る範囲 >

- [室⇒] ※<sup>1</sup>建屋排気フィルタユニットⅠ、建屋排気フィルタユニットⅡ⇒  
建屋排風機Ⅰ、建屋排風機Ⅱ⇒ [ ]  
[ ]のダクト合流部※<sup>2</sup> ⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気筒]
- [室⇒] ※<sup>1</sup>建屋排気フィルタユニットⅢ⇒建屋排風機Ⅲ⇒  
[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部※<sup>3</sup>] ⇒ [ ]のダクト合流部※<sup>4</sup>]  
⇒ [主排気筒]

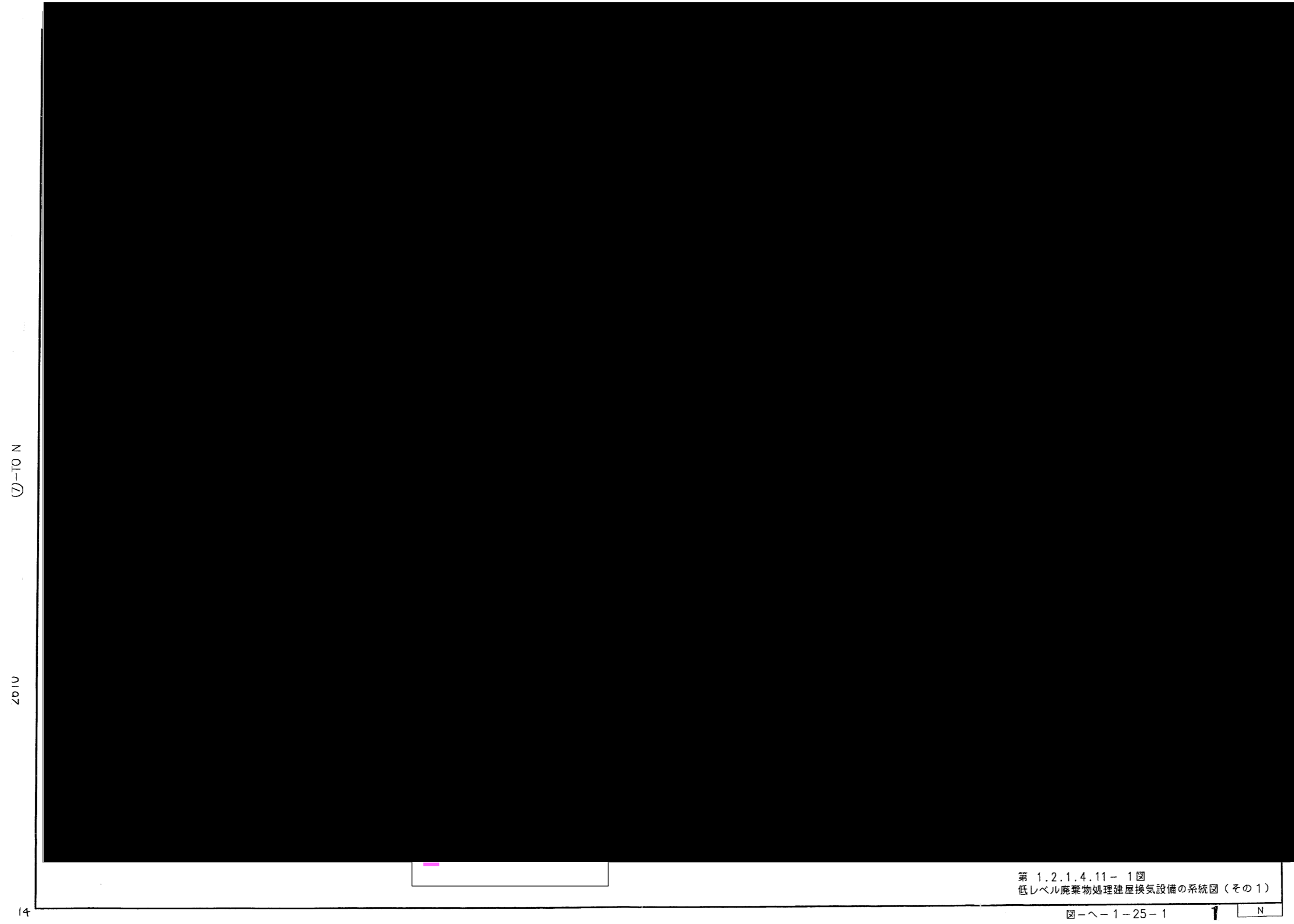
(第3-6図参照)

- ※1 室の汚染のおそれのある区域から建屋排気フィルタユニットまでの範囲は主流路と設定しない。主流路と設定しない理由は「2.(4)留意事項」に示す。
- ※2 [ ]と低レベル廃棄物処理建屋換気設備の設備区分点は、[ ]の合流部とする。
- ※3 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備：チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備と低レベル廃棄物処理建屋換気設備の設備区分点は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の合流部とする。
- ※4 [ ]とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の設備区分点は、[ ]の合流部とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

[ ] [ ]  
[ ] [ ]

別紙1-3 主排気筒



第 3 - 6 図 低レベル廃棄物処理建屋換気設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気)

(vii) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備

<室の汚染のおそれのある区域に係る範囲>

- [室⇒] ※<sup>1</sup>建屋排気フィルタユニット I ⇒建屋排風機 I  
⇒ [ ] ※<sup>2</sup>] ⇒  
[低レベル廃棄物処理建屋換気筒]
- [室⇒] ※<sup>1</sup>建屋排気フィルタユニット II ⇒建屋排風機 II  
⇒ [ ] ※<sup>3</sup>] ⇒  
⇒ [主排気筒]

(第 3 - 7 図参照)

※1 室の汚染のおそれのある区域から建屋排気フィルタユニットまでの範囲は主流路と設定しない。主流路と設定しない理由は「2. (4) 留意事項」に示す。

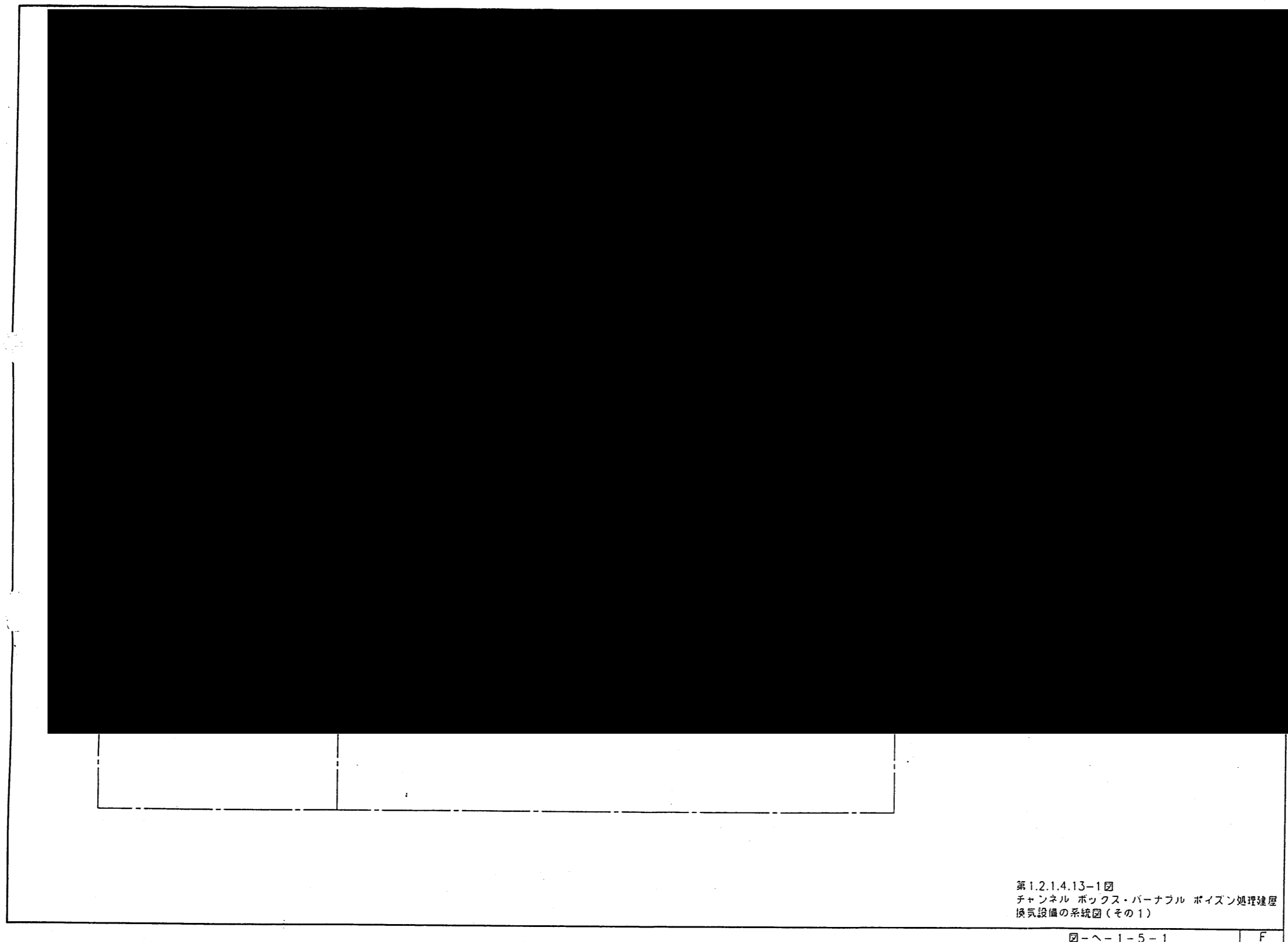
※2 [ ] とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の設備区分点は [ ] の合流部とする。

※3 [ ] とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の設備区分点は、 [ ] の合流部とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。



別紙 1-3 主排気筒



第3-7図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備（放射性気体廃棄物の処理及び排気）

(viii) ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備

<室の汚染のおそれのある区域に係る範囲>

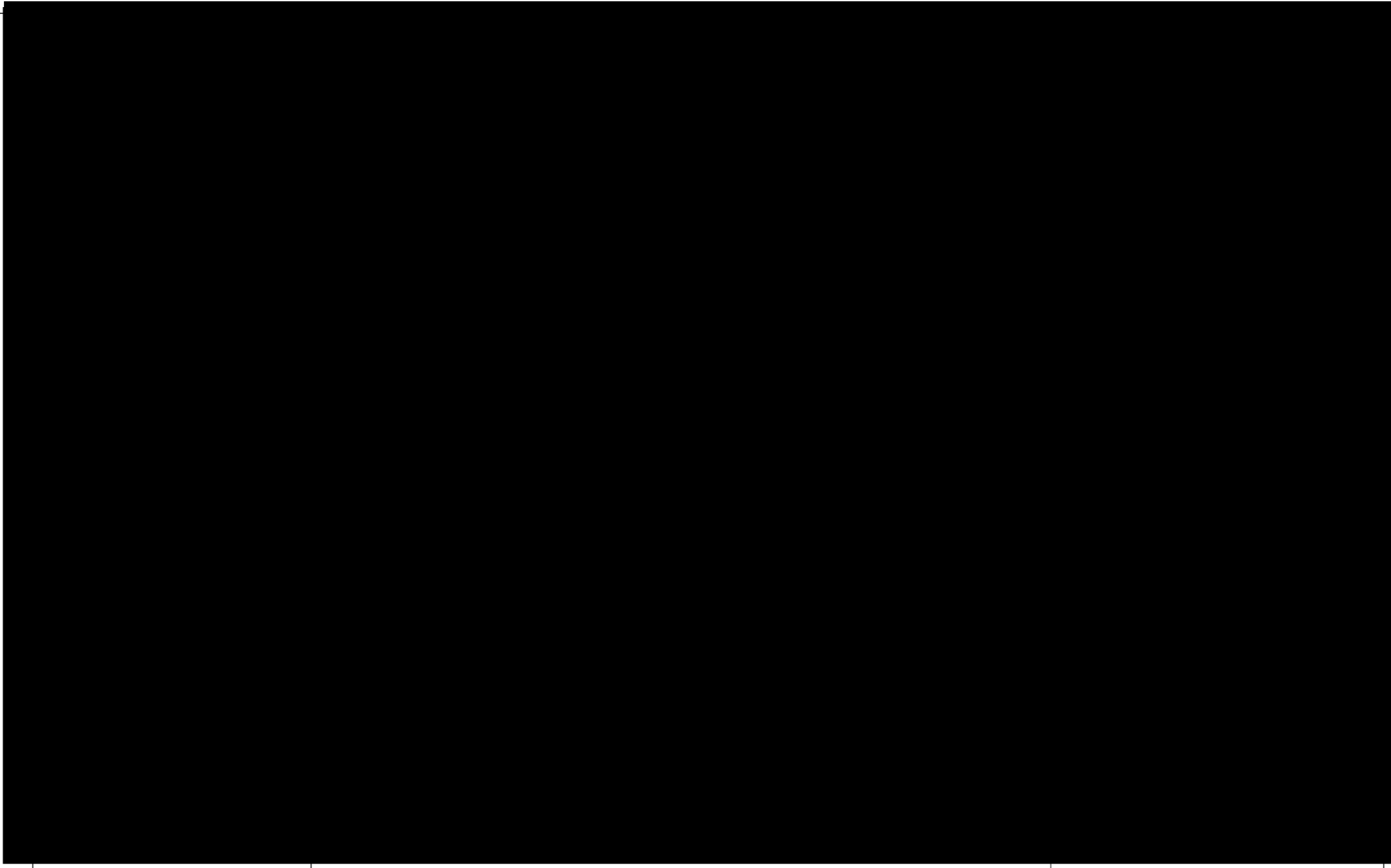
- [室⇒]<sup>※1</sup>建屋排気フィルタユニットⅠ、建屋排気フィルタユニットⅡ⇒  
建屋排風機Ⅰ、建屋排風機Ⅱ⇒  
[第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備<sup>※2</sup>]⇒[北換気筒]

(第3-8図参照)

- ※1 室の汚染のおそれのある区域から建屋排気フィルタユニットまでの範囲は主流路と設定しない。主流路と設定しない理由は「2.(4)留意事項」に示す。
- ※2 第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備：第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備とハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備との設備区分点は、第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備の合流部とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-3 北換気筒



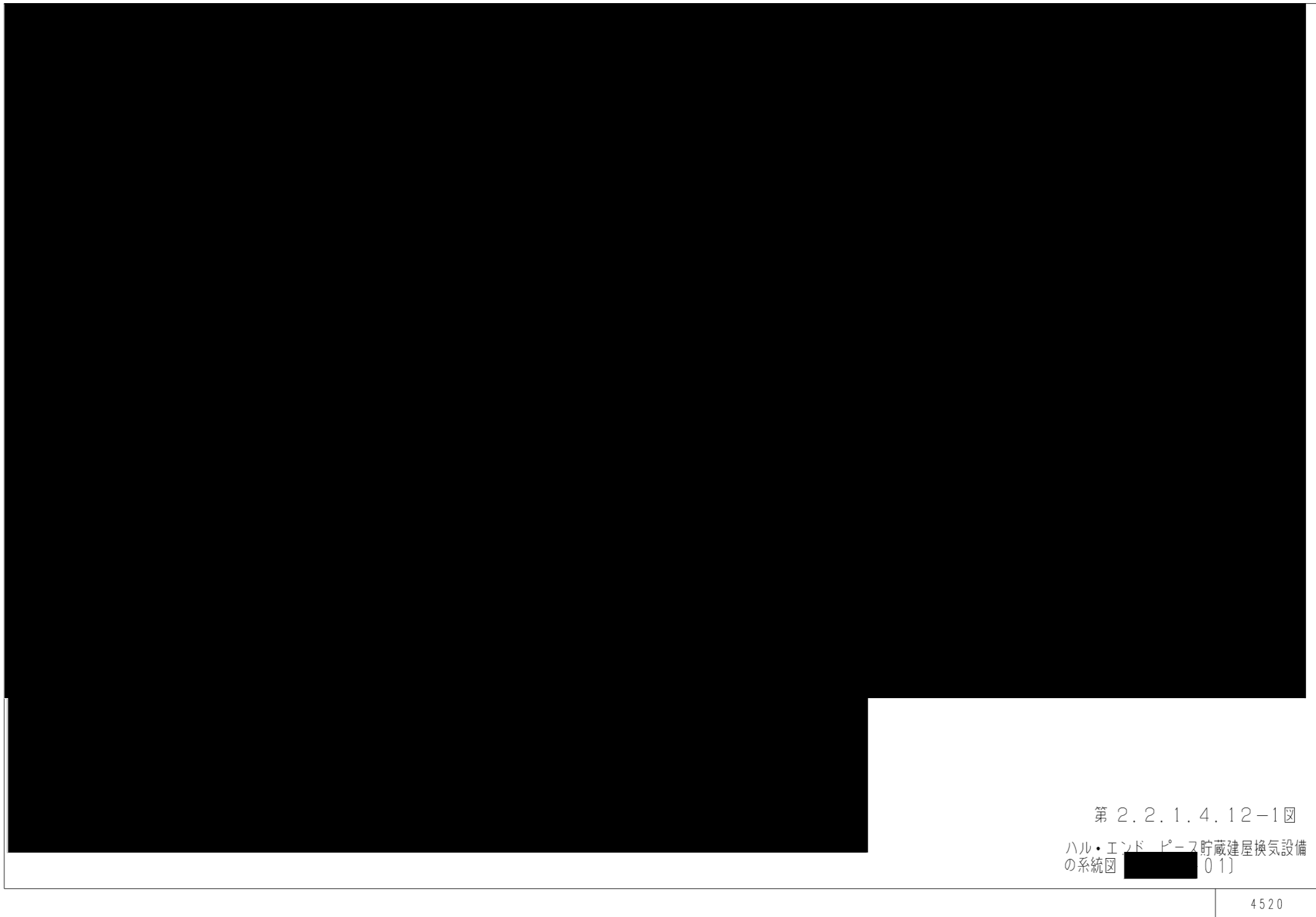
第1.2.1.4.12-1図  
ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の系統図(その1)

図-ヘ-1-4-1

F

第3-8(1)図 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備 系統図(放射性気体廃棄物の処理及び排気)





第 3-8 (2) 図 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気)

(ix) 分析建屋換気設備

<セル等の汚染のおそれのある区域に係る範囲>

- [セル⇒] \*<sup>1</sup>セル排気フィルタユニット⇒セル排風機⇒  
[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部\*<sup>2</sup>] ⇒  
[ ] のダクト合流部\*<sup>3</sup>] ⇒  
[主排気筒]
- [グローブボックス\*<sup>4</sup>] ⇒グローブボックス排気フィルタユニット⇒  
グローブボックス排風機⇒  
[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部\*<sup>2</sup>] ⇒  
[ ] のダクト合流部\*<sup>3</sup>] ⇒  
[主排気筒]
- [フード\*<sup>4</sup>] ⇒フード排気フィルタユニット⇒フード排風機⇒  
[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部\*<sup>2</sup>] ⇒  
[ ] のダクト合流部\*<sup>3</sup>] ⇒  
[主排気筒]

(第3-9図、第3-3表及び第3-4表参照)

<室の汚染のおそれのある区域に係る範囲>

- [室⇒] \*<sup>1</sup>建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒  
[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部\*<sup>2</sup>] ⇒  
[ ] のダクト合流部\*<sup>3</sup>] ⇒  
[主排気筒]

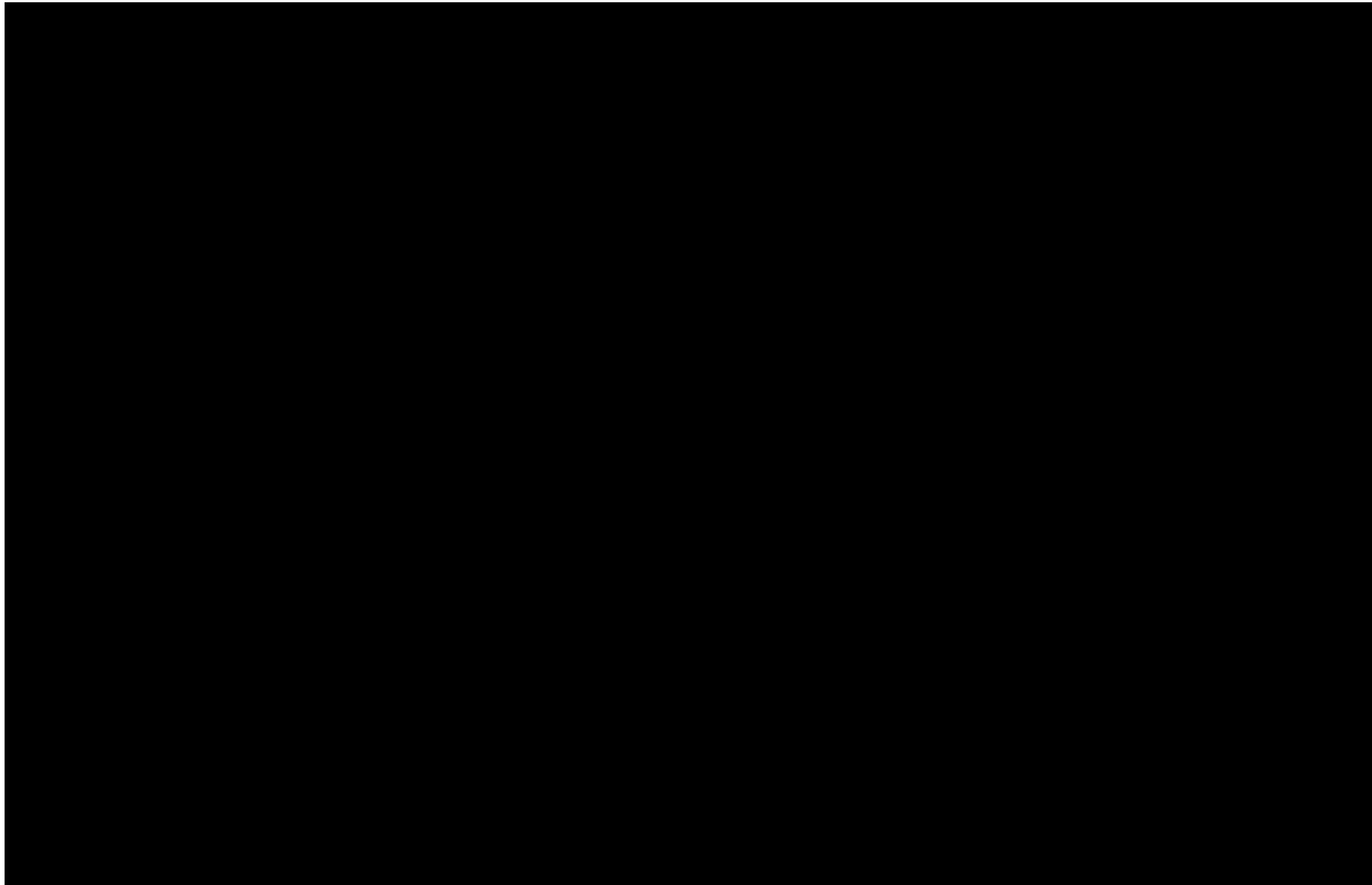
(第3-9図参照)

- ※1 セル及び室の汚染のおそれのある区域からセル排気フィルタユニット及び建屋排気フィルタユニットまでの範囲は主流路と設定しない。主流路と設定しない理由は「2.（4）留意事項」に示す。
- ※2 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備：チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備と [REDACTED] の設備区分点は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の合流部とする。
- ※3 [REDACTED] とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の設備区分点は、 [REDACTED] の合流部とする。
- ※4 [REDACTED]

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

[REDACTED]

別紙1-3 主排気筒



※：排気対象グローブボックス及びフードを「第3-3表 分析建屋換気設備 接続機器等一覧表」に示す。

— : 設備区分点  
— : 組付け番号区分点

第1.2.1.4.14-1図  
分析建屋換気設備の系統図(その1)

第3-9図 分析建屋換気設備 系統図(放射性気体廃棄物の処理及び排気)













接続されている排気系	接続されている排風機	対象機器名称	対象機器の設備区分
分析建屋排気系	フード排風機		分析設備
分析建屋排気系	フード排風機		分析設備
分析建屋排気系	フード排風機		分析設備
分析建屋排気系	フード排風機		分析設備



第 3-10 図 共同溝内における建屋換気設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気)

#### (4) 留意事項

共通 09 本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。再処理施設の各設備に共通する、主流路として設定しない対象の基本的な考え方について、発電炉工認ガイドに示すものを参考として「別紙 1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に示す。

2. (3) にて整理した各条文の系統機能を担保している換気設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要を第 4-1 図～第 4-9 図及び第 4-1 表に示す。

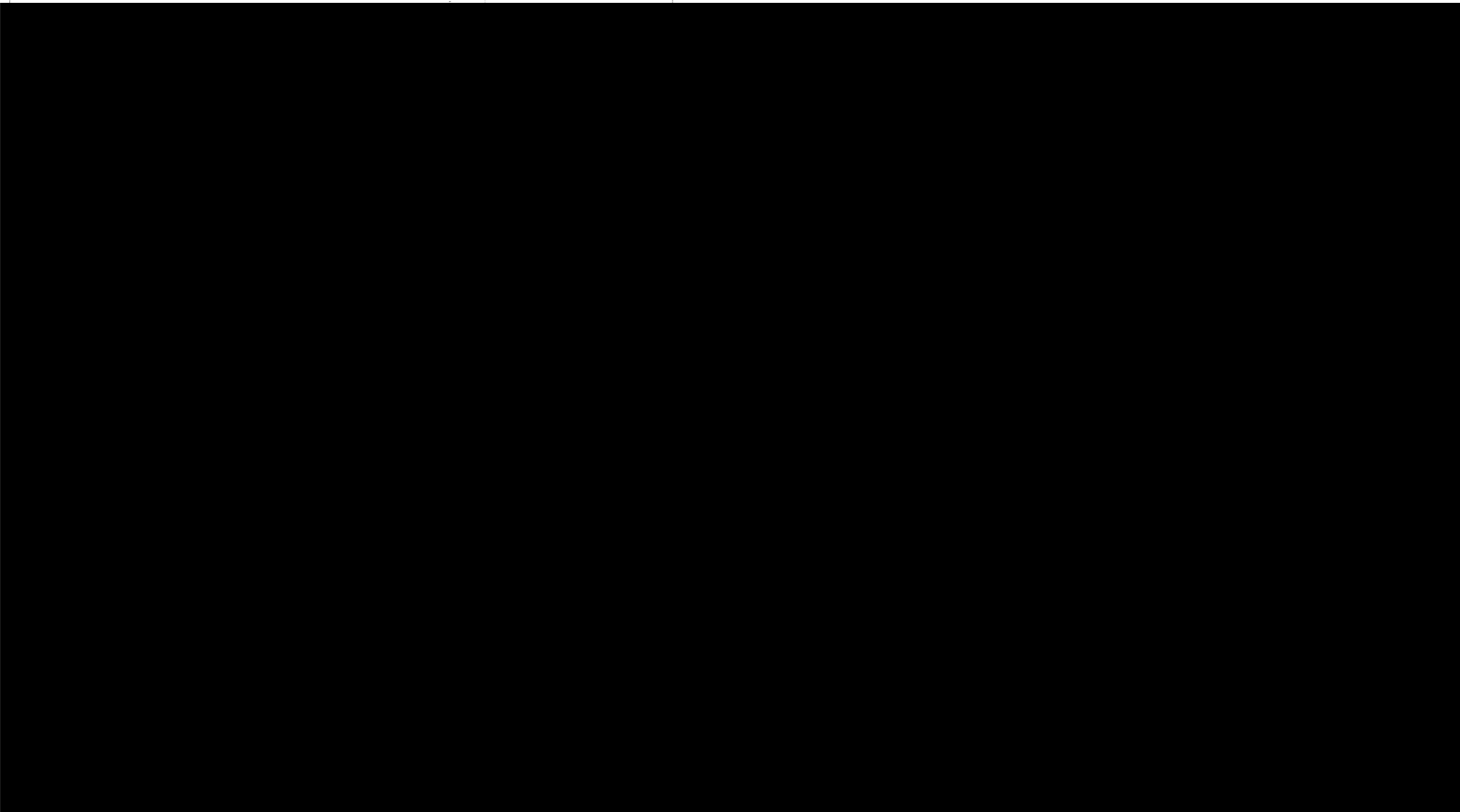
なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器として抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器として抽出しない。

上記以外の換気設備（設計基準対象の施設のみ）の特徴を踏まえた主流路を設定する上の留意事項について、以下に示す。

##### a. 主流路を設定しない範囲

換気設備（設計基準対象の施設のみ）の主流路と設定しない範囲及び理由を以下に示す。

- セル等以外の室から建屋排気フィルタユニット及び一部のセルからセル排気フィルタユニットの排気経路は、室における平常時及び異常時に想定される表面汚染の程度及び空気汚染の程度が、セル等の表面汚染の程度及び空気汚染の程度よりも低いため、当該設備を主流路と設定しない。（第 4-1 図～第 4-9 図参照）
- 換気設備の負圧維持、排気等の主たる機能は排風機等から構成される排気系によって担保され、各建屋の給気系は、主たる機能の支援として、建屋の換気・空調のバランスを保つための系統であるため、主流路と設定しない。（第 4-1 図～第 4-9 図参照）



□内の（アルファベット記号、個別）は主流路としない理由分類を示す。  
 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表及び「別紙 1-2-6 設計図書の記載事項に係る留意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
 なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

- 注1：必要に応じて空調機を設置する。  
 注2：汚染の程度に該当する室番号を表-1～表-6に示す。  
 注3：汚染のおそれのある区域内のダクトは、建物の一部を流路とする場合がある。
- 注記  
 \*1：枠内のダクトは流路を示し、建物の一部を示す。  
 \*2：フィルタユニットの入口/出口に試験用のノズルを設ける。  
 \*3：他設備との境界は本設備のダクトから見て第1フランジ継手である。  
 \*4：北換気筒のうち、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒を示す。

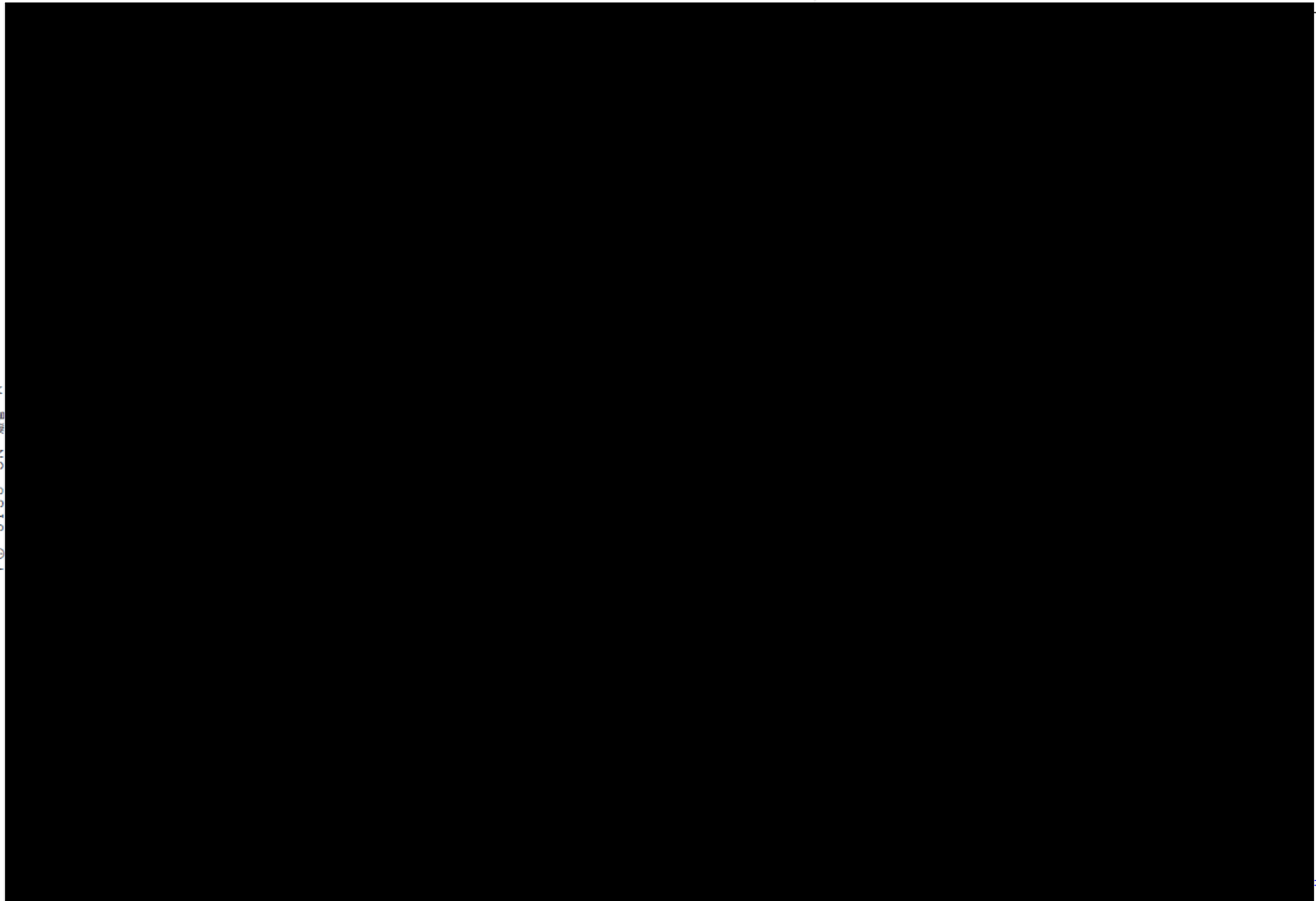
第1.1.1.1.3-1図  
 使用済燃料輸送容器管理建屋  
 換気設備の系統図（その1）

図-へ-1-1-1

D

第4-1図 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

FO 0156 JN 燃費 A



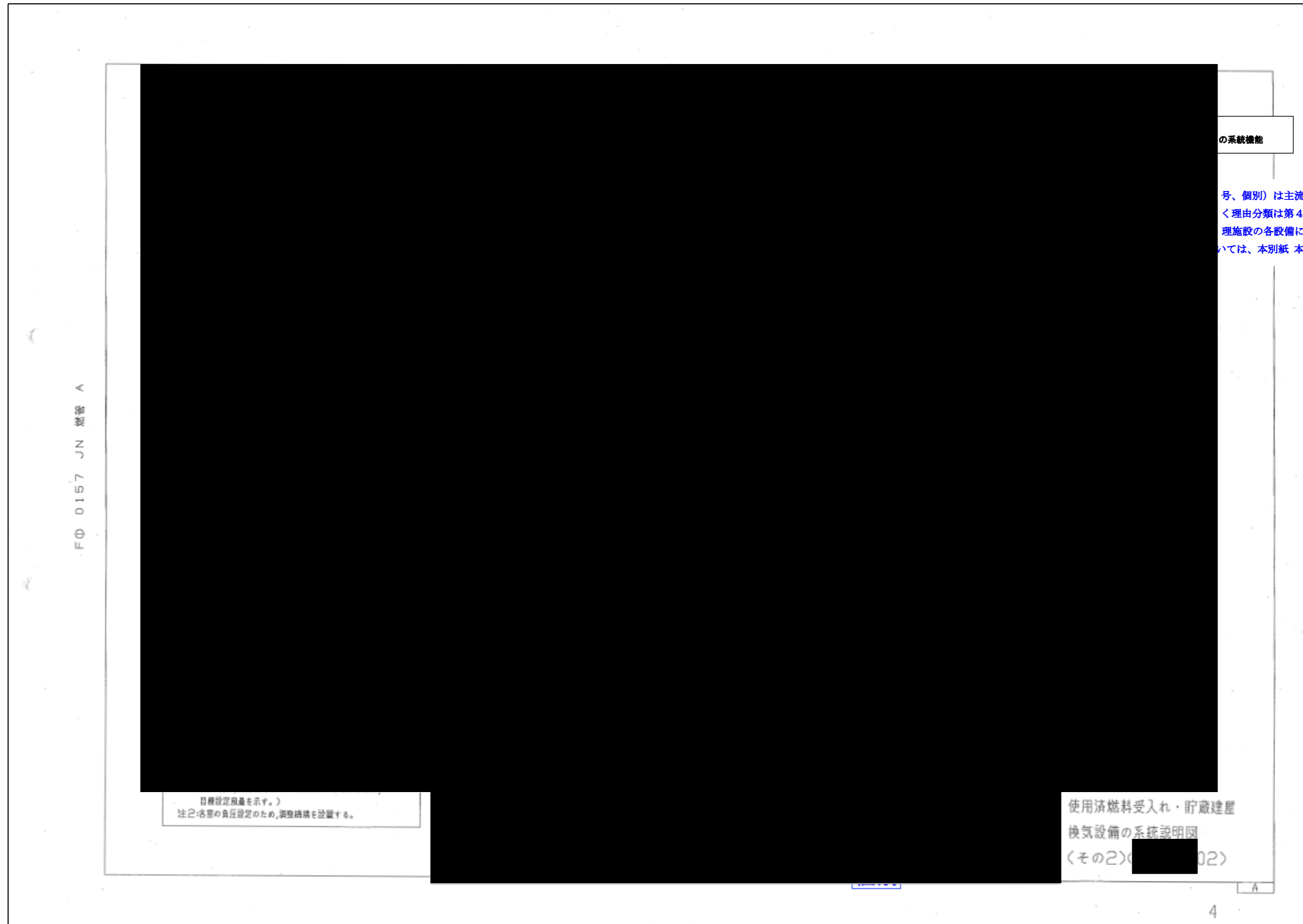
—: 設計基準対象の施設の系統機能

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備  
の系統説明図(その1) [redacted]-01)

3

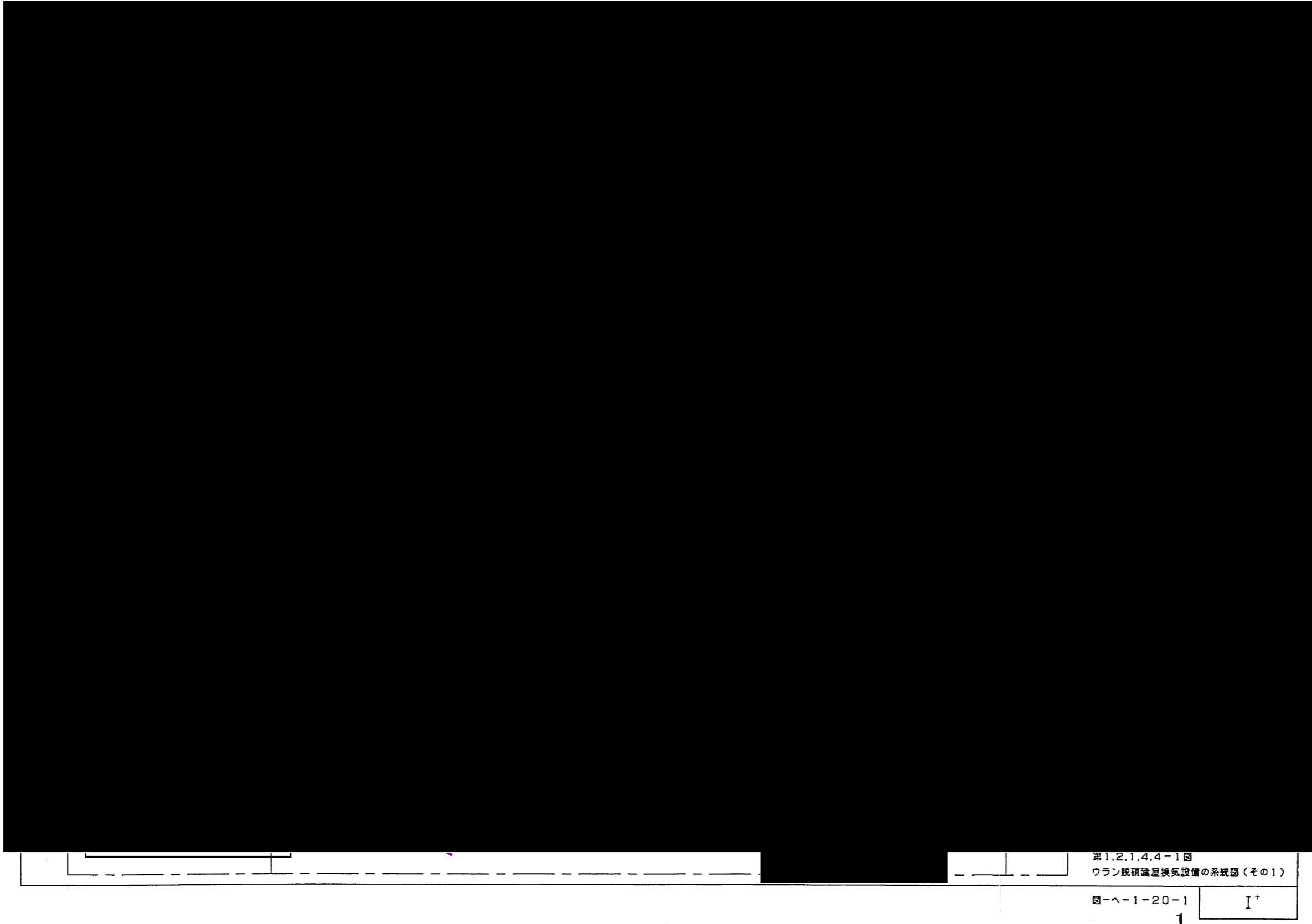
分類を示す。  
紙 1-2-6 設計図書に記載事項に  
にしない対象の考え方」で示す。  
事項にて示す。

第4-2(1)図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



号、個別)は主流路としない理由分類を示す。  
 く理由分類は第4-1表及び「別紙 1-2-6 設計図書に記載事項に  
 理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
 いては、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

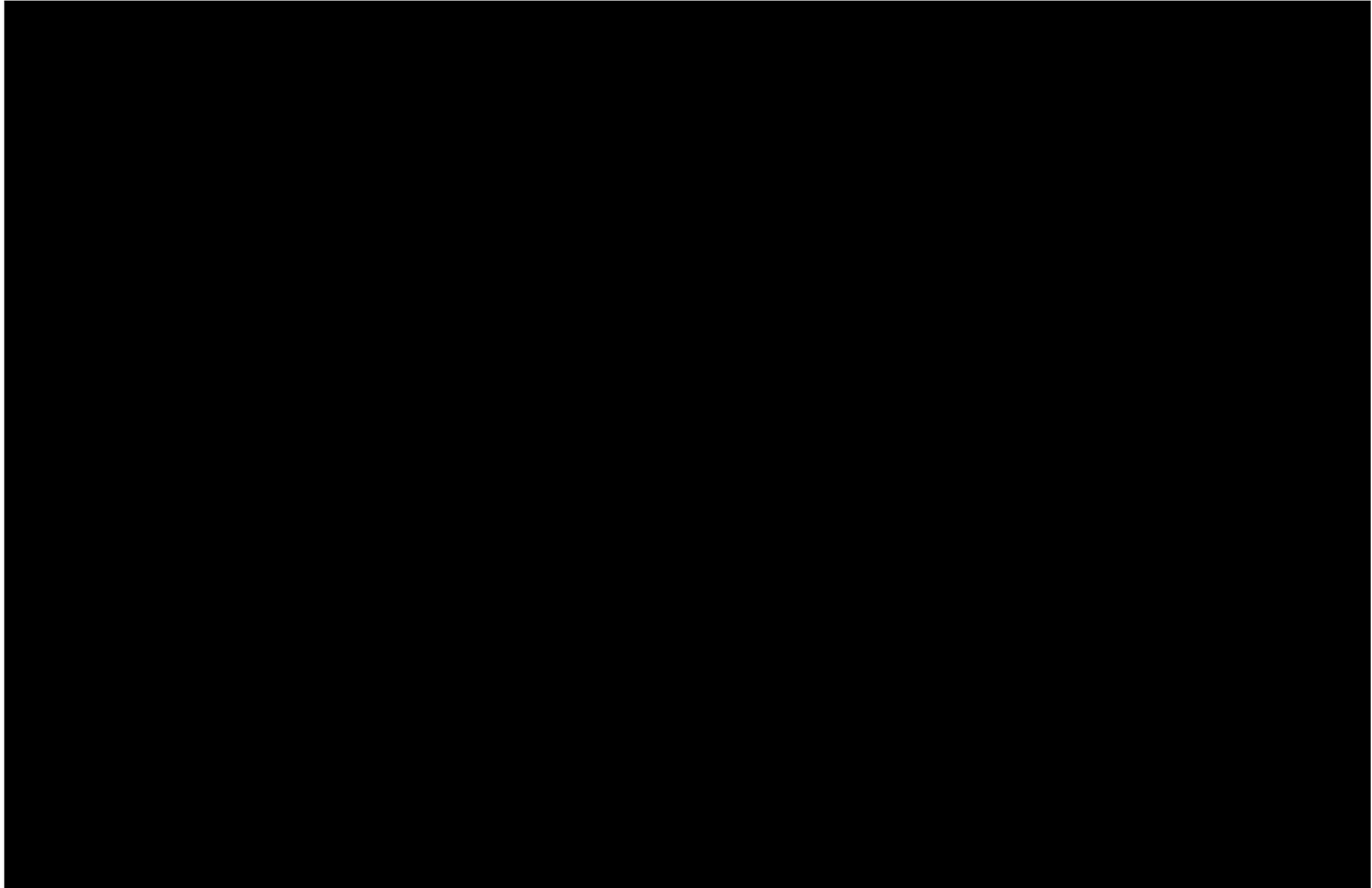
第4-2(2)図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



主流路としない理由分類を示す。  
 第4-1表及び「別紙 1-2-6 設計図書に記載事項に  
 備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

第4-3図 ウラン脱硝建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図





なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

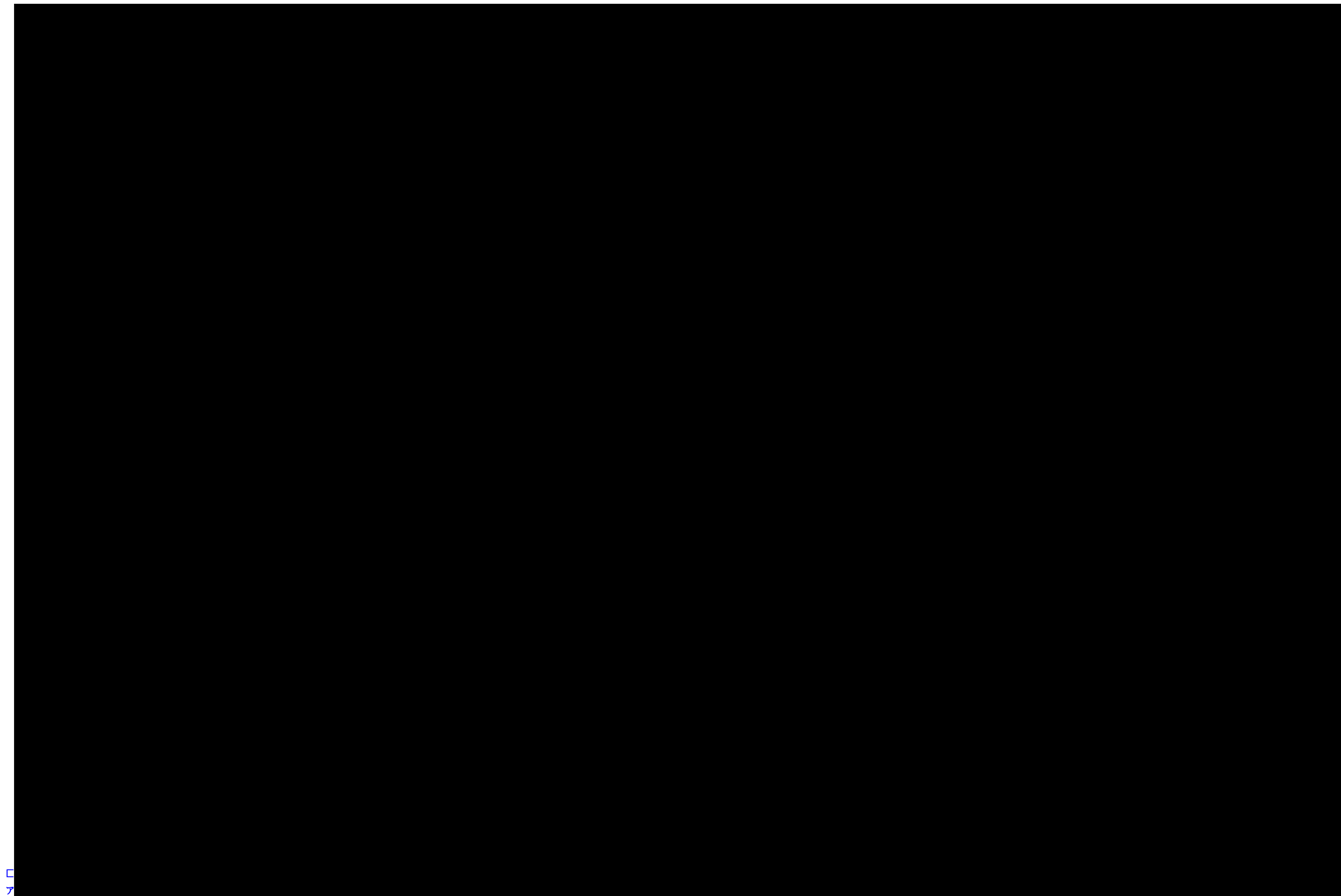
第 1.2.1.4.9-3 図  
第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備の系統図 (その 1)

図-ヘ-1-1-3 E

第 4-4 図 第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



第4-5 図 低レベル廃液処理建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



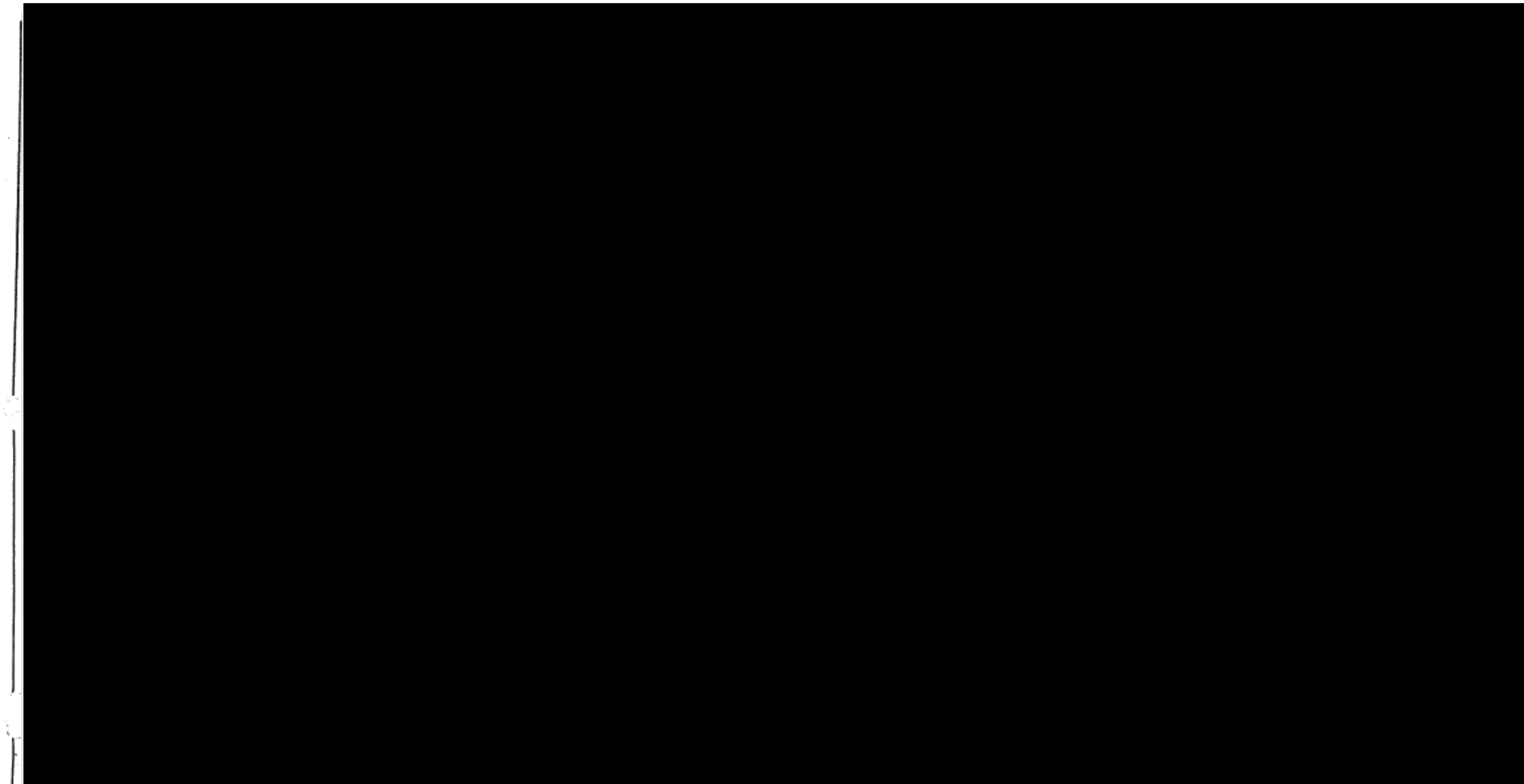
□  
ア

係る留意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文2.(4) 留意事項にて示す。

第 1.2.1.4.11- 1 図  
低レベル廃棄物処理建屋換気設備の系統図 (その1)

図-へ-1-25-1 1 N

第4-6図 低レベル廃棄物処理建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



□内の（アルファベット記号、個別）は主流路としない理由分類を示す。  
アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表及び「別紙 1-2-6 設計図書の記載事項に係る留意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。



第1.2.1.4.13-1図  
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

図-ヘ-1-5-1

F

第4-7図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表及び「別紙 1-2-6 設計図書の記載事項に係る留意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

第1.2.1.4.12-1図  
ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の系統図(その1)

図-へ-1-4-1

F

第4-8図 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



系  
—: 設計基準対象の施設の系統機能  
—: 紐づけ番号区分点

施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

第 1.2.1.4.14-1 図  
分析建屋換気設備の系統図 (その 1)

第 4 - 9 図 分析建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方  
(別紙1-2-6 抜粋)

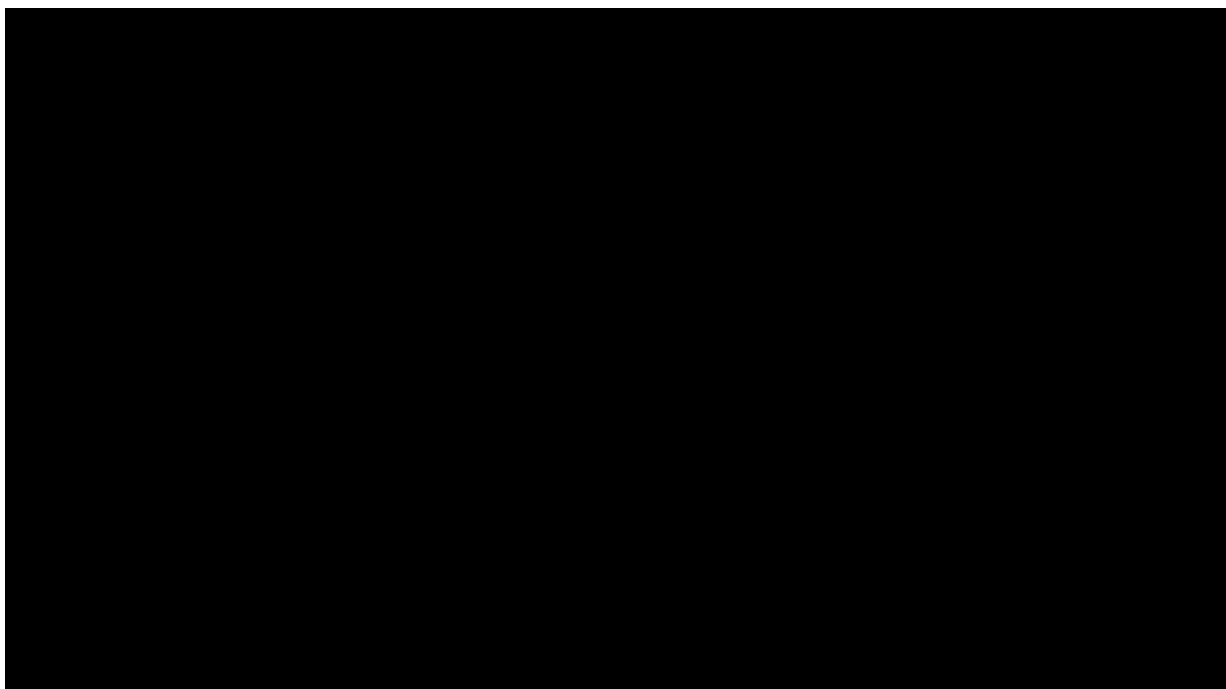
分類	主流路としない理由の類型	主流路としない対象	具体的理由
A	ドレン・ベントライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン</li> <li>・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン</li> <li>・開放容器等の機器ベントライン</li> <li>・系統に液張り（容器内への液張り、容器等シール部への液張り）を行う液張りライン</li> <li>・機器等の保護の観点で設置するベントライン</li> </ul>	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない。
B	バイパスライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計器（流量計）の保守時に使用するバイパスライン</li> <li>・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン</li> </ul>	
C	テストライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル</li> <li>・保守時における系統試験を行うためのテストライン</li> </ul>	
D	除染・洗浄ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン</li> </ul>	
E	ミニマムフローライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー（逃がし）ライン</li> </ul>	
F	オーバーフローライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン</li> </ul>	機器故障等を防止するために使用するラインであるため、主流路としない。 機器故障等で万が一使用する非常ラインであるため、主流路としない。
G	循環（攪拌）ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶液等のポンプ（動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット）による攪拌ライン</li> <li>・圧縮空気（かくはん用空気によるバルセータ含む）による攪拌ライン</li> <li>・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン</li> <li>・万が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン</li> <li>・万が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン</li> </ul>	溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない。 熱交換により発生する凝縮水を回収（循環）する目的で使用するラインであるため主流路としない。 再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
H	サンプリングライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析試料を採取するためのサンプリングライン</li> <li>・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン</li> </ul>	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するためにしようするラインであるため主流路とし
I	計装ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チューピング（計装用空気配管）、ガイドパイプ</li> </ul>	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
J	機器駆動用サポートライン (スチームジェットポンプ等の安全機能に関係するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット、フルイディックポンプ、MERC交換型遠心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン</li> </ul>	機器駆動用システムに付随するサポートラインであり、主流路としない。
K	小型機器等からの排気ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型ポット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン</li> </ul>	廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
L	液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン (安全機能に関係するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）</li> <li>・流路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）</li> <li>・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン</li> </ul>	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への安全冷却水供給ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援*に係らない貯槽、冷凍機等への安全冷却水を供給するライン</li> </ul> <p>*安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラー等へ安全冷却水を供給する系統は主流路</p>	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
N	将来増設用ライン (安全機能に影響するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン</li> </ul>	・安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。
O	換気設備の給気系ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外気取り入れ口から送風機を經由して各室まで送風するライン</li> </ul>	・廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調用のラインであり、主流路としない。
個別	分類A～Nの共通的な理由以外のライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1-2 本文2. (4) に記載の対象。</li> </ul>	・別紙1-2 本文2. (4) に記載の理由。

b. 主要機器として抽出しない範囲

- (a) 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】ライン中の浄化機能を期待しないフィルタ（第4-10図参照）

フード・グローブボックスからフード・グローブボックス排気フィルタユニットまでのライン中にフィルタがある。

主流路中に設置するこれらのフィルタについては、浄化機能を担保する機器ではないため、主要機器としては抽出しない。



第4-10図 浄化機能を期待しないフィルタの例



### 3. 要求される耐震クラスの考え方

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設」（以下、「クラス別施設」という。）を踏まえて実施する。

換気設備（設計基準対象の施設のみ）に申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図～第5-10図に示す。

＜安全機能を有する施設の主配管の耐震設計＞条文	系統機能	主配管名称	安全機能を有する施設		
			S	B/C	1.2Ss
第24条：廃棄施設	放射性気体廃棄物の処理及び排気	主配管（建屋換気系）	—	○	—
第28条：換気設備	換気設備による換気				
第10条：閉じ込めの機能	放射性物質の保持機能				
	放射性物質を保持する系統の負圧維持				
	フードの面速維持				

#### ＜安全機能を有する施設の凡例＞

S：耐震 S クラス（耐震重要施設）

B/C：耐震 B/C クラス

1.2Ss：基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震 S クラス、それ以外の主配管の範囲は耐震 B/C クラスであり、換気設備（設計基準対象の施設のみ）の耐震設計は、機能喪失した場合の影響が S クラスに属する施設に比べて低い設備であるため、耐震 B/C クラスである。

換気設備（設計基準対象の施設のみ）の機器のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋 (1/2)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)			補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注10)		波及的影響を考慮すべき設備 (注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲
B	1) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	気体廃棄物の廃棄施設	Bクラスの塔槽類の塔槽類廃ガス処理設備	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 分析建屋		
			高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄液槽	B			機器等の支持構造物	B	高レベル廃液ガラス固化建屋		
		Bクラスのセル等の換気設備 (Bクラスのセル等から排風機を経てダンプまでの範囲)	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分析建屋			
		セル等	Bクラスの設備を取納するセル等	B							

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋 (2/2)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)			補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注10)		波及的影響を考慮すべき設備 (注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲
C	S、Bクラスに属さない施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン	C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料輸送容器管理建屋(注8) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋		
			使用済燃料輸送容器移送台車	C							
			使用済燃料輸送容器保守設備	C							
		気体廃棄物の廃棄施設	S及びBクラス以外の塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備	C			機器等の支持構造物	C			
液体廃棄物の廃棄施設	第2放出前貯槽 第2海洋放出ポンプ 海洋放出管 (第2海洋放出ポンプを経て第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲) 低レベル廃液処理設備 (MOX燃料加工施設との取合いに係る配管)	C				機器等の支持構造物	C	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 低レベル廃液処理建屋			
		C									



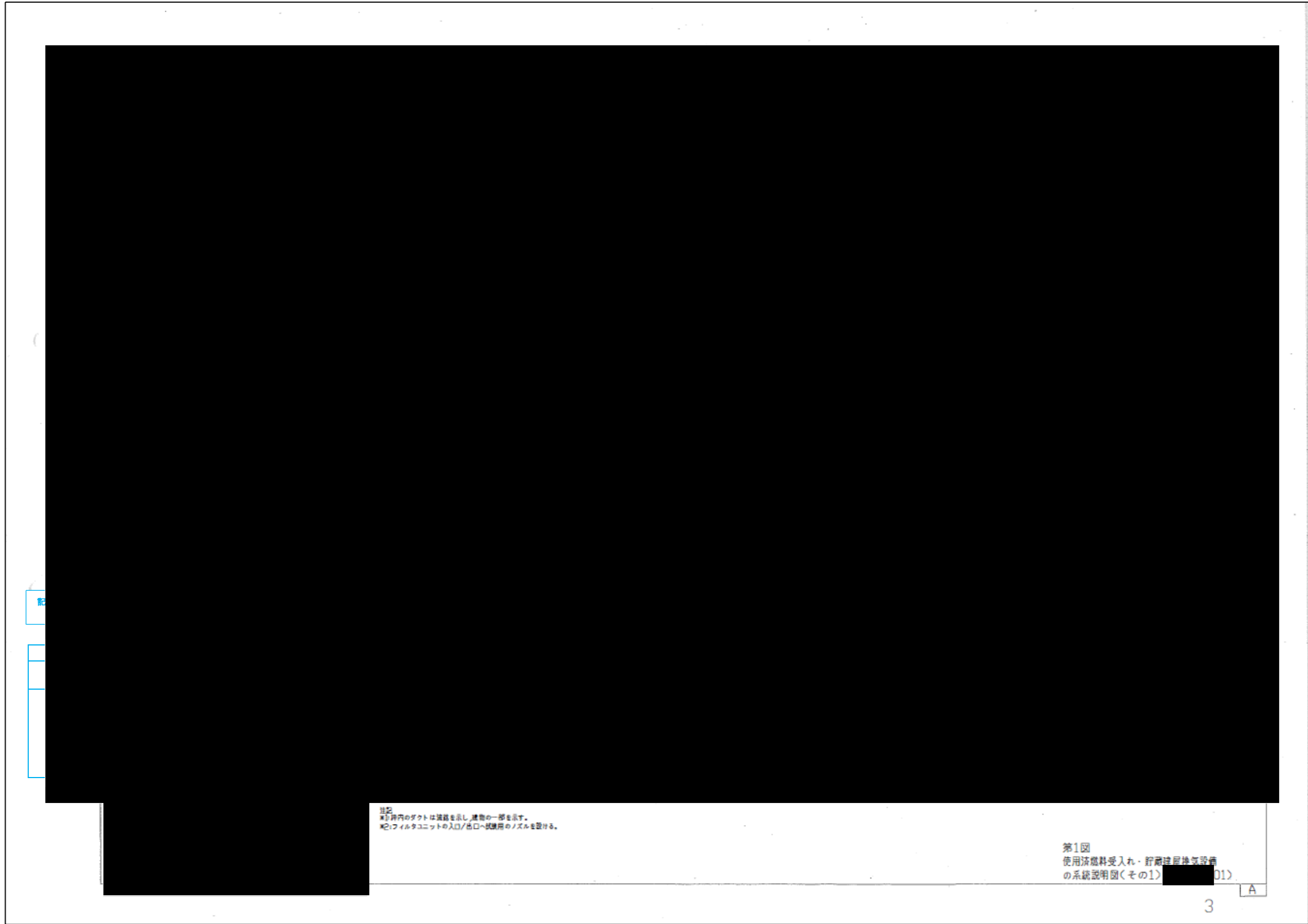
注1: 必要に応じて空調機を設置する。  
 注2: 汚染の程度に該当する室番号を表-1～表-6に示す。  
 注3: 汚染のおそれのある区域内のダクトは、建物の一部を流路とする場合がある。

注記  
 \*1: 枠内のダクトは流路を示し、建物の一部を示す。  
 \*2: フィルタユニットの入口/出口に試験用のノズルを設ける。  
 \*3: 他設備との境界は本設備のダクトから見て第1フランジ継手である。  
 \*4: 北換気筒のうち、使用済燃料送容器管理建屋換気筒を示す。

第1.1.1.1.3-1図  
 使用済燃料送容器管理建屋  
 換気設備の系統図(その1)

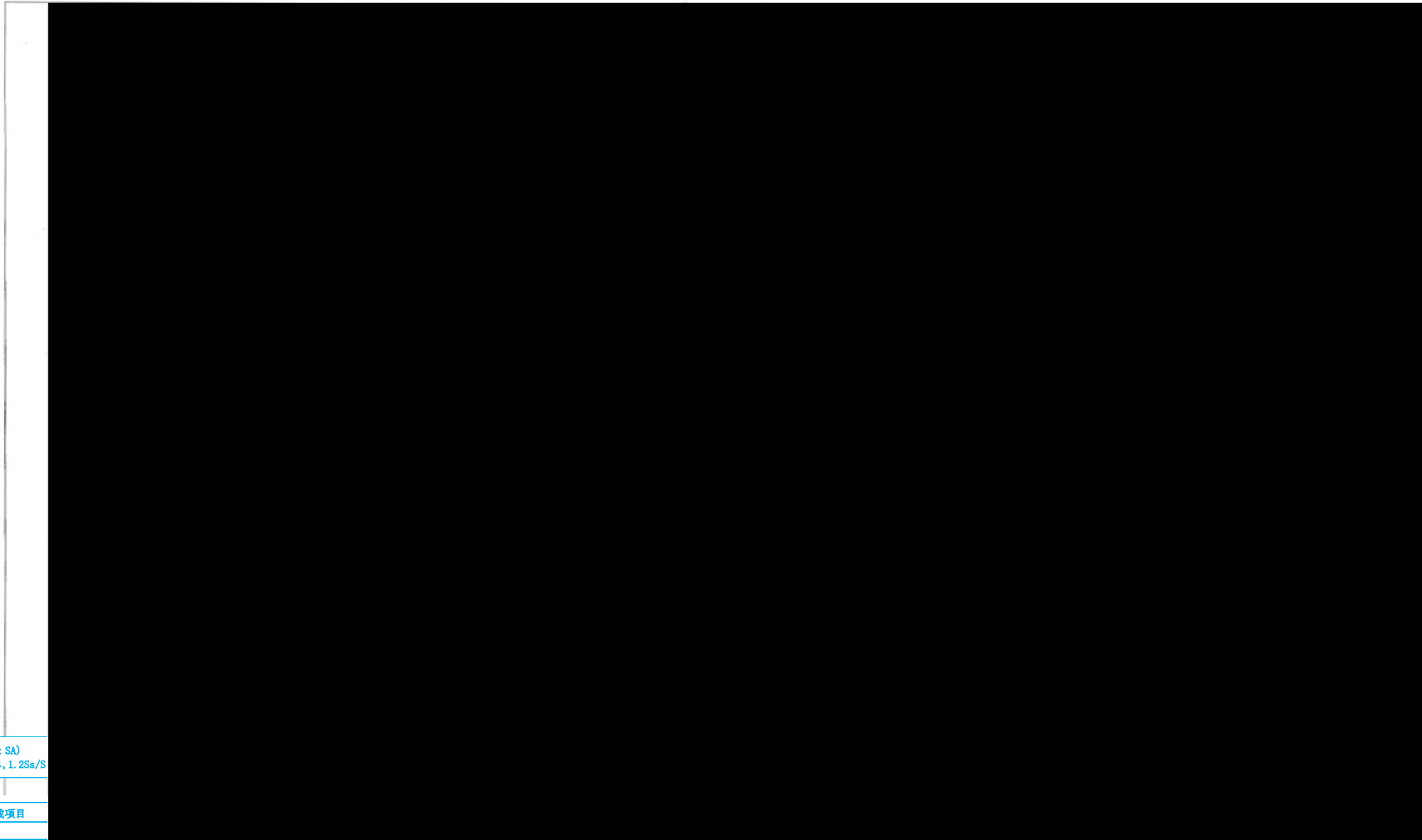
図-へ-1-1-1 D

第5-1図 使用済燃料送容器管理建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図



第5-2 (1) 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図

F0 0157 JN 燃管 A



記載方法 (左側: DB, 右側: SA)  
記載凡例: DB 耐震クラス, 1.2Ss/S

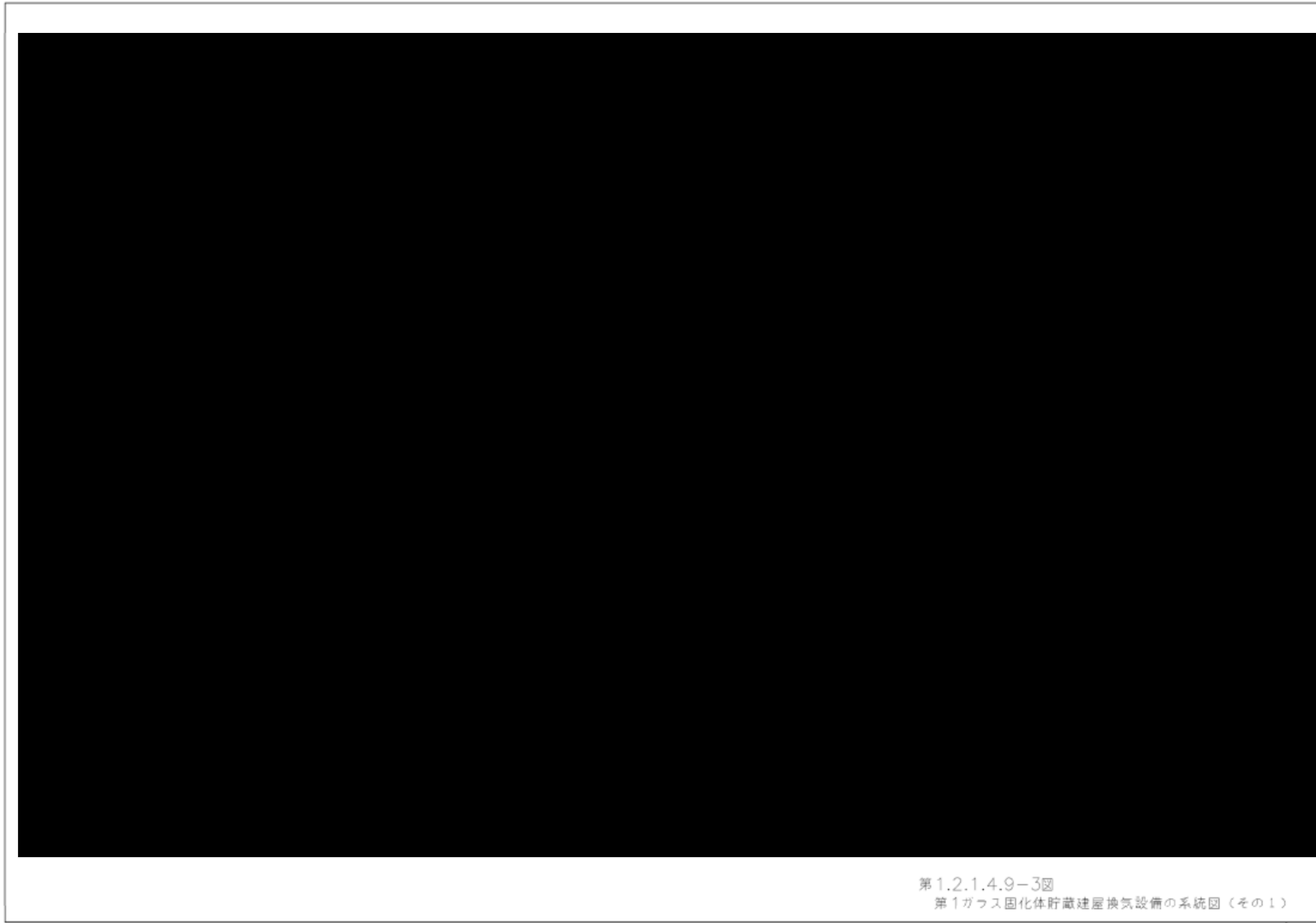
DB/SA	記載項目	
【DB】	DB 耐震クラス	
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

第2図  
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋  
換気設備の系統説明図  
(その2)( [REDACTED] 02)

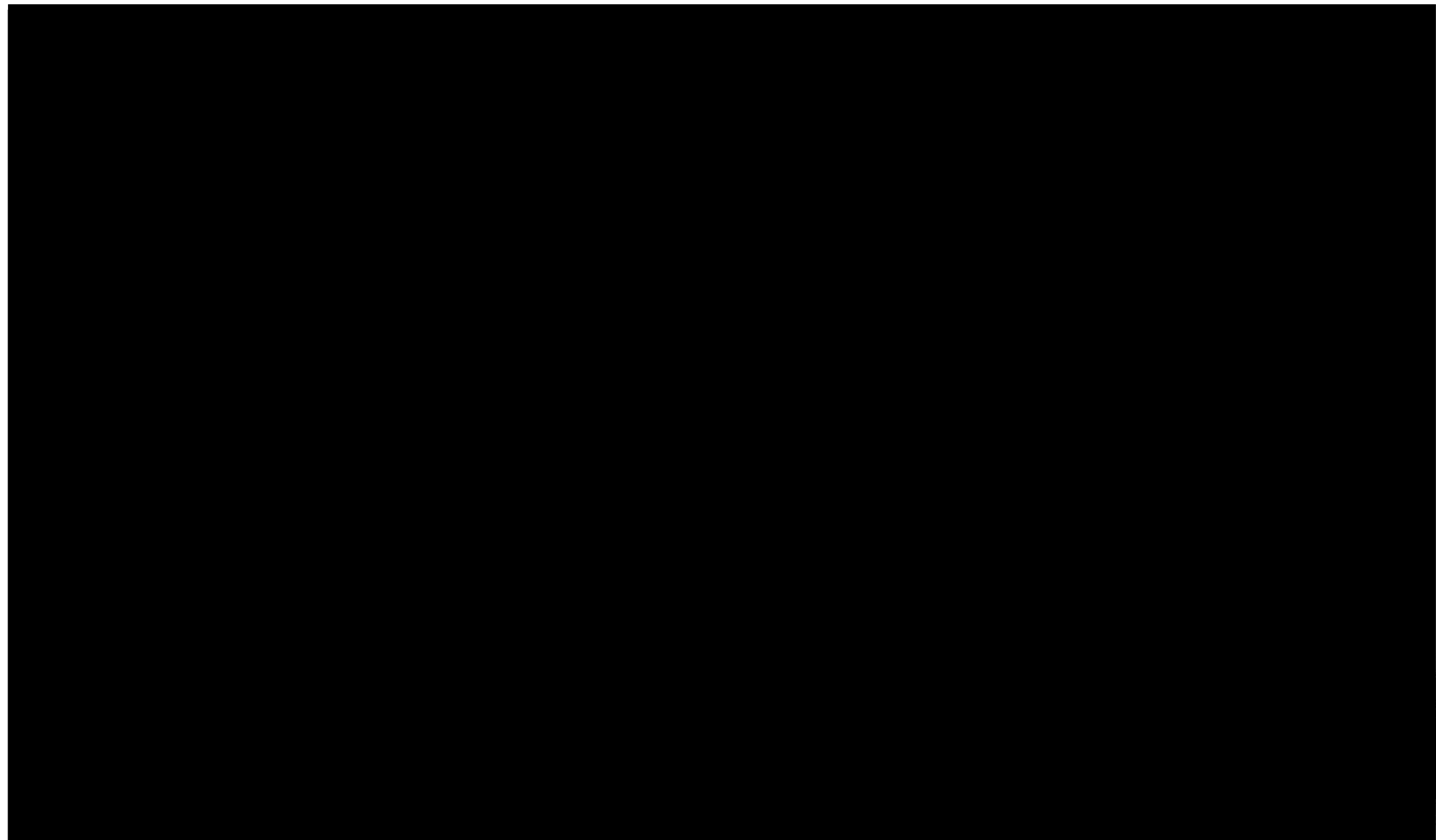
第5-2(2)図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図



第5-3図 ウラン脱硝建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図



第5-4図 第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図



【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

第1.2.1.4.10-1図  
低レベル廃液処理建屋換気設備の系統図  
(その1)

図-へ-1-24-1 F

第5-5図 低レベル廃液処理建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図



記載方法  
記載凡

DB/SA

【DB】

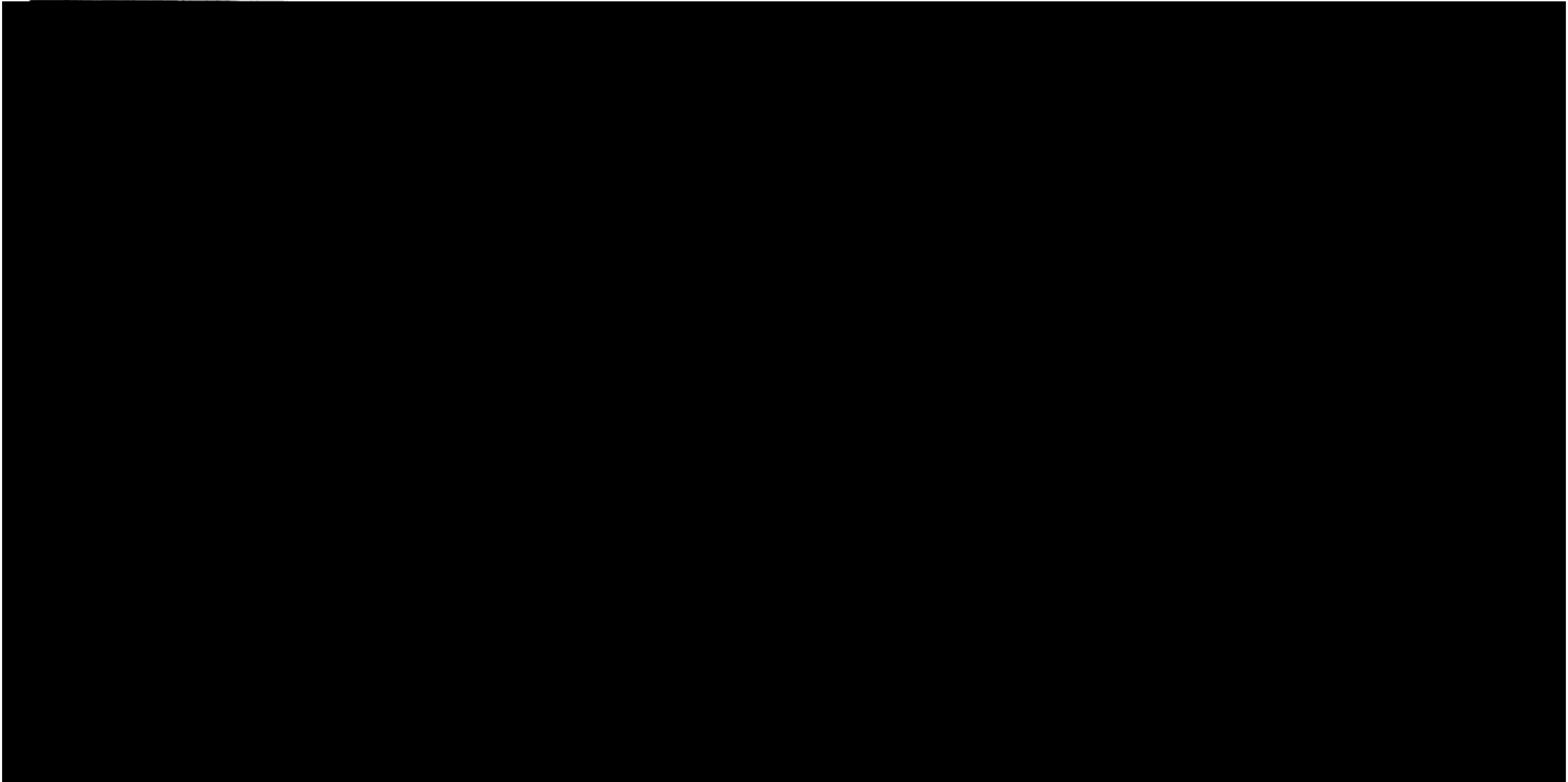
【SA】

SA 耐震クラス	( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

第 1.2.1.4.11 - 1 図  
低レベル廃棄物処理建屋換気設備の系統図 (その1)

図-へ-1-25-1 1 N

第5-6図 低レベル廃棄物処理建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図



記載凡例：DB 耐震クラス, 1.2Ss/SA 耐震クラス, 1.2Ss

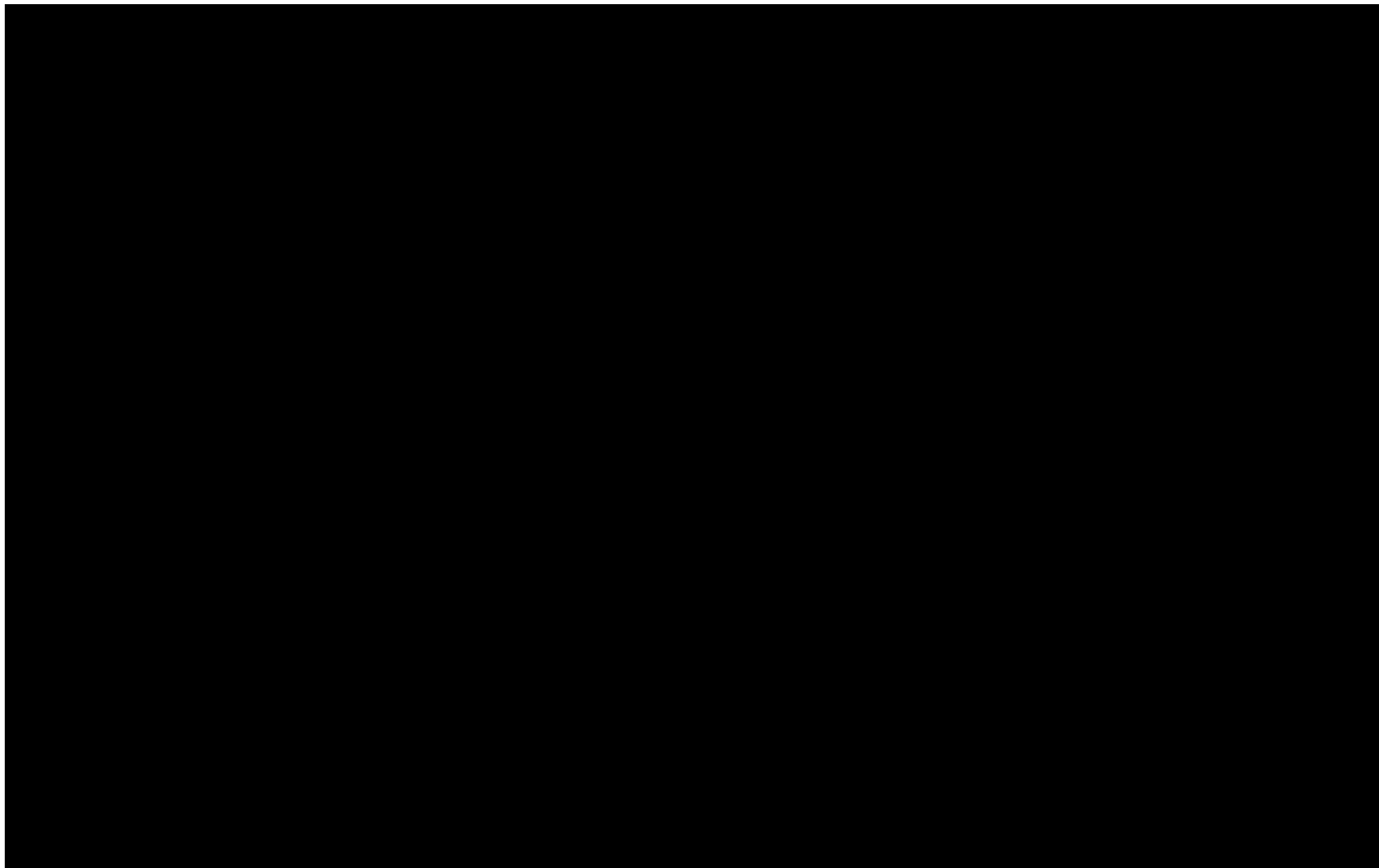
DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

第1.2.1.4.13-1図  
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋  
換気設備の系統図(その1)

図-ヘ-1-5-1

F

第5-7図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図



【SA】		( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側) (対処系)	1.2Ss, 無記入

第1.2.1.4.12-1図  
ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の系統図(その1)

図-へ-1-4-1

F

第5-8図 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図

記載方法（記載凡例）

DB/SA	記載項目	
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

— : 紐付け番号区分点

第5-9図 分析建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図

第1.2.1.4.14-1図  
分析建屋換気設備の系統図(その1)



第 5-10 図 共同溝内 建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図

#### 4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。  
抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙1-2-6」に示す。

また、換気設備（設計基準対象の施設のみ）の設計図書等の色塗りについては、主流路となる範囲が明確になるように着色（設計基準対象の施設に係る系統は赤）する。

以上

## 添付 1

### 別紙 2 機能要求②抜粋

(建屋換気設備 (設計基準対象の施設のみ) )

### 共通09 別紙 2 一覧参照

No.	名称
7	第 10 条：閉じ込めの機能
20	第 24 条：廃棄施設
23	第 28 条：換気設備

## 添付 2

### 申請対象設備リスト

(建屋換気設備 (設計基準対象の施設のみ) )



申請対象設備リスト (系統設備)  
(1/3)

番号	施設区分		設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	数量	申請回	変更区分	地区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	建屋排風機	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	機-1	別紙1-2-4-1-4-7	2	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	主配管 (建屋換気系)	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	配-1	別紙1-2-4-1-4-7	一式	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: 建屋内空気	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	主配管 (建屋換気系)	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	配-2	別紙1-2-4-1-4-7	一式	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: 建屋内空気	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	建屋排気フィルタユニット	10条-1 24条-3	機-2	別紙1-2-4-1-4-7	5	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	建屋排風機	10条-1, 14, 16, 18 24条-3 28条-4, 5	機-1	別紙1-2-4-1-4-7	3	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	主配管 (建屋換気系)	10条-1, 14, 16, 18 24条-3 28条-4, 5	配-1	別紙1-2-4-1-4-7	一式	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: フード内空気, 建屋 内空気	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	主配管 (建屋換気系)	10条-1, 14, 16, 18 24条-3 28条-4, 5	配-2	別紙1-2-4-1-4-7	一式	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: フード内空気, 建屋 内空気	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	主配管 (建屋換気系)	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	配-3	別紙1-2-4-1-4-7	一式	①-3	改造	非安重	常設SA	C/(C)	主: 使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気系 従: 放射線監視設備(SA) 従: 代替モニタリング設備	—	—	流体: フード内空気, 建屋 内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	建屋排気フィルタユニット	10条-1 24条-3	機-2	別紙1-2-4-1-4-7	3	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋換気系	建屋排風機	10条-1 10条-14, 16 24条-3 28条-4, 5	機-05-3	別紙1-1 別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋換気系	フード排風機	10条-1 10条-14, 16 24条-3 10条-18 28条-4, 5	機-05-4	別紙1-1 別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋換気系	建屋排気フィルタユニット	10条-1 10条-15 24条-3 28条-4, 5	機-05-1	別紙1-1 別紙1-2-4-1-4-7	10	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋換気系	フード排気フィルタユニット	10条-1 10条-15 24条-3 28条-4, 5	機-05-2	別紙1-1 別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋換気系	ウラン脱硝建屋換気系	10条-1 10条-15 10条-14, 16 24条-3 28条-4, 5	配-05-1	別紙1-1 別紙1-2-4-1-4-7	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: 廃ガス 流体: 建屋内空気	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋換気系	ウラン脱硝建屋換気系	10条-1 10条-14, 16 10条-18 24条-3 28条-4, 5	配-05-2	別紙1-1 別紙1-2-4-1-4-7	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: 廃ガス 流体: フード内空気	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋換気系	ウラン脱硝建屋換気系	10条-1 10条-15 24条-3 28条-4, 5	配-07-1	別紙1-1 別紙1-2-4-1-4-7	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: 廃ガス 流体: フード内空気	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋 棟建屋排気フィルタユニ ット	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	機-09-1	別紙1-2-4-1-4-7	10	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋 棟建屋排気機	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	機-09-2	別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋 棟貯蔵ピット収納管第 1, 第2排気フィルタユニ ット	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	機-09-3	別紙1-2-4-1-4-7	4	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—		



申請対象設備リスト (系統設備)  
(2/3)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	数量	申請回	変更区分	地区区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排風機	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排風機	ファン	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	機-09-4	別紙1-2-4-1-4-7	4	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気系	主要ダクト(溶液保持系、建屋換気系)	主配管	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	配-09-1	別紙1-2-4-1-4-7	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: 建屋内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	低レベル廃液処理建屋換気系	運転予備用建屋排風機	運転予備用建屋排風機	ファン	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	機-04-1		1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	低レベル廃液処理建屋換気系	建屋排風機	建屋排風機	ファン	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	機-04-2		2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	低レベル廃液処理建屋換気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	機-04-3		2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	低レベル廃液処理建屋換気系	低レベル廃液処理建屋換気系	主配管(溶液保持系、建屋換気系)	主配管	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	配-04-1		一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: 建屋内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	機08-31	別紙1-2-4-1-4-7	56	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	機08-32	別紙1-2-4-1-4-7	13	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅢ	フィルタ	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	機08-33	別紙1-2-4-1-4-7	8	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気系	建屋排風機	建屋排風機Ⅰ	ファン	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	機08-34	別紙1-2-4-1-4-7	4	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気系	建屋排風機	建屋排風機Ⅱ	ファン	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	機08-35	別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気系	建屋排風機	建屋排風機Ⅲ	ファン	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	機08-36	別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気系	低レベル廃棄物処理建屋換気系	主配管(溶液保持系、建屋換気系)	主配管	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	配08-10	別紙1-2-4-1-4-7	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体1: 廃ガス 流体2: 空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	機08-62	別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気系	建屋排風機Ⅰ	建屋排風機Ⅰ	ファン	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	機08-63	別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気系	建屋排風機Ⅱ	建屋排風機Ⅱ	ファン	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	機08-64	別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気系	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気系	主配管(溶液保持系、建屋換気系)	主配管	10条-1 10条-16 24条-3 28条-4 28条-5	配08-16	別紙1-2-4-1-4-7	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体1: 廃ガス 流体2: 空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気系	建屋排風機	建屋排風機Ⅰ	ファン	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	機-02-1	別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気系	建屋排風機	建屋排風機Ⅱ	ファン	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	機-02-2	別紙1-2-4-1-4-7	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	10条-1 24条-3 28条-4,5	機-02-3	別紙1-2-4-1-4-7	5	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	10条-1 24条-3 28条-4,5	機-02-4	別紙1-2-4-1-4-7	3	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気系	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	配-02-1	別紙1-2-4-1-4-7	一式	②-4	既設	非安重	—	B,C/-	—	—	流体: 建屋内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気系	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気系	主配管(建屋換気系、溶液保持系、廃ガスの排気系、廃ガス処理系)	主配管	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	配-07-1	別紙1-2-4-1-4-7	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体1: 建屋内空気 流体2: 廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋換気系	フード排風機	フード排風機	ファン	10条-1,14,16,18 24条-3 28条-4,5	機-13-2	別紙1-1-23	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	OSL(再処理主)	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋換気系	セル排風機	セル排風機	ファン	10条-1,14,16 24条-3 28条-4,5	機-13-3	別紙1-1-23	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	



申請対象設備リスト (系統設備)  
(3/3)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	数量	申請回	変更区分	DR区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機	ファン	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	機-13-1	別紙1-1-23	2	②~4	既設	非加重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	機-13-4	別紙1-1-23	2	②~4	既設	非加重	—	B/—	—	OSL(再処理主)	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	フード排気フィルタユニット	フード排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3 28条-4, 5	機-13-6	別紙1-1-23	4	②~4	既設	非加重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	セル排気フィルタユニット	セル排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3 28条-4, 5	機-13-7	別紙1-1-23	2	②~4	既設	非加重	—	B/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	グローブボックス排気 フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタ ユニット	フィルタ	10条-1 24条-3 28条-4, 5	機-13-8	別紙1-1-23	4	②~4	既設	非加重	—	B/—	—	OSL(再処理主)	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3 28条-4, 5	機-13-5	別紙1-1-23	19	②~4	既設	非加重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	配-13-1	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	気体：建屋内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	配-13-2	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	B-1/—	—	OSL(再処理主)	気体：GB内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1, 14, 16 24条-3 28条-4, 5	配-13-3	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	B-1/—	—	—	気体：セル内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1, 14, 16, 18 24条-3 28条-4, 5	配-13-4	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	気体：フード内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1 24条-3 28条-4, 5	配-13-5	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	C/—	—	—	気体：建屋内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1 24条-3 28条-4, 5	配-13-6	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	B-1, C/—	—	—	気体：GB内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1 24条-3 28条-4, 5	配-13-7	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	B-1, C/—	—	—	気体：セル内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1 24条-3 28条-4, 5	配-13-8	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	C/—	—	—	気体：フード内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1 24条-3 28条-4, 5	配-13-9	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	C/—	—	—	気体：建屋内空気 気体：フード内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1 24条-3 28条-4, 5	配-13-10	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	C/—	—	—	気体：建屋内空気 気体：GB内空気 気体：フード内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1 24条-3 28条-4, 5	配-07-1	別紙1-1-23	一式	②~4	既設	非加重	—	C/—	—	—	気体：建屋内空気 気体：GB内空気 気体：セル内空気 気体：フード内空気

### 添付 3

#### 申請対象設備抽出結果

(建屋換気設備 (設計基準対象の施設のみ) )

(1) 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機	ファン		FC	2	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋排気系	使用済燃料輸送容器管理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	フィルタ		FC	5	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	主配管 (建屋換気系)	主配管	—	FC	一式	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: 建屋内空気
配-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	主配管 (建屋換気系)	主配管	—	FC, 屋外	一式	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: 建屋内空気

(2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備



抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機	ファン		FB	3	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ		FB	3	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	主配管 (建屋換気系)	主配管	—	FB	一式	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体：フード内空気, 建屋内空気
配-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	主配管 (建屋換気系)	主配管	—	FA, FB	一式	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体：フード内空気, 建屋内空気
配-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	主配管 (建屋換気系)	主配管	—	FB, 屋外	一式	①-3	改造	非安重	常設SA	C/(C)	主：使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系 従：放射線監視設備(SA) 従：代替モニタリング設備	—	流体：フード内空気, 建屋内空気

### (3) ウラン脱硝建屋換気設備

抽出リスト (機器)  
(1/2)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-05-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ		BA	10	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機-05-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋排気系	フード排気フィルタユニット	フード排気フィルタユニット	フィルタ		BA	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機-05-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機	ファン		BA	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機-05-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋排気系	フード排風機	フード排風機	ファン		BA	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	

抽出リスト (配管)  
(2/2)

【機器等の抽出】

組付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-05-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋排気系	ウラン脱硝建屋排気系	主配管(溶液保持系、建屋換気系)	主配管	—	BA	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 廃ガス 流体: 建屋内空気
配-05-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋排気系	ウラン脱硝建屋排気系	主配管(溶液保持系、建屋換気系)	主配管	—	BA	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 廃ガス 流体: フード内空気
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋排気系	ウラン脱硝建屋排気系	主配管(溶液保持系、建屋換気系)	主配管	—	BA	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 廃ガス 流体: フード内空気

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

組付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-05-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋排気系	ウラン脱硝建屋排気系	主配管 (溶液保持系、建屋換気系)	主配管	—	BA	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス 流体：建屋内空気
配-05-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋排気系	ウラン脱硝建屋排気系	主配管 (溶液保持系、建屋換気系)	主配管	—	BA	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス 流体：フード内空気
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋排気系	ウラン脱硝建屋排気系	主配管 (溶液保持系、建屋換気系)	主配管	—	BA	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス 流体：フード内空気

#### (4) 第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気設備

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-09-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット	フィルタ		KBE	10	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-09-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気ファン	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気ファン	ファン		KBE	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-09-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ビット収納管第1,第2排気フィルタユニット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ビット収納管第1,第2排気フィルタユニット	フィルタ		KBE	4	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-09-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ビット収納管第1,第2排気ファン	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ビット収納管第1,第2排気ファン	ファン		KBE	4	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	



抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-09-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系	主要ダクト(溶液保持系、建屋換気系)	主配管	—	KBE	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体: 建屋内空気

(5) 低レベル廃液処理建屋換気設備

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-04-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気	低レベル廃液処理建屋排気	—	運転予備用建屋排風機	ファン		AD	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-04-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	低レベル廃液処理建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機	ファン		AD	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-04-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	低レベル廃液処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ		AD	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-04-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	低レベル廃液処理建屋排気系	低レベル廃液処理建屋排気系	主配管 (溶液保持系、建屋換気系)	主配管	—	AD	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体：建屋内空気

(6) 低レベル廃棄物処理建屋換気設備

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機08-31	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット I	フィルタ		DA	56	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機08-32	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット II	フィルタ		DA	13	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機08-33	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット III A-1~A-8	フィルタ		DA	8	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機08-34	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機 I	ファン		DA	4	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機08-35	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機 II	ファン		DA	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機08-36	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機 III	ファン		DA	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配08-10	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	低レベル廃棄物処理建屋排気系	主配管(溶液保持系, 建屋換気系)	主配管	—	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1: 廃ガス 流体2: 空気

(7) チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋

換気設備



抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機08-61	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット I	フィルタ		DC	3	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機08-62	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット II	フィルタ		DC	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機08-63	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	建屋排風機 I	建屋排風機 I	ファン		DC	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	
機08-64	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	建屋排風機 II	建屋排風機 II	ファン		DC	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配08-16	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋排気系	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋排気系	主要配管(溶液保持系, 建屋換気系)	主配管	—	DC	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	—

(8) ハル・エンド ピース貯蔵建屋換気設備

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

組付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-02-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機 I	ファン		AE	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-02-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機 II	ファン		AE	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-02-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット I	フィルタ		AE	5	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-02-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット II	フィルタ		AE	3	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】

組付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系														
配-02-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	主配管 (建屋換気系)	主配管	—	AE	一式	②-4	既設	非安重	—	B, C/-	—	—	流体：建屋内空気
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	主配管 (建屋換気系、溶液保持系、廃ガスの排気系、廃ガス処理系)	主配管	—	AE, AT	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：廃ガス

## (9) 分析建屋換氣設備

抽出リスト (機器)  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-13-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機	ファン		AH	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	
機-13-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	フード排風機	フード排風機	ファン		AH	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	
機-13-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	セル排風機	セル排風機	ファン		AH	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機-13-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン		AH	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理主)	
機-13-5	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ		AH	19	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	
機-13-6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	フード排気フィルタユニット	フード排気フィルタユニット	フィルタ		AH	4	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	
機-13-7	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	セル排気フィルタユニット	セル排気フィルタユニット	フィルタ		AH	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機-13-8	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ		AH	4	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理主)	

抽出リスト (配管)  
(1/1)

【機器等の抽出】																				
紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-13-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	気体：建屋内空気
配-13-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/—	—	OSL(再処理主)	気体：GB内空気
配-13-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	気体：セル内空気
配-13-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	気体：フード内空気
配-13-5	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	気体：建屋内空気
配-13-6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1, C/—	—	—	気体：GB内空気
配-13-7	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1, C/—	—	—	気体：セル内空気
配-13-8	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	気体：フード内空気
配-13-9	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	気体：建屋内空気 気体：フード内空気
配-13-10	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	気体：建屋内空気 気体：GB内空気 気体：フード内空気
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋排気系	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	気体：建屋内空気 気体：GB内空気 気体：セル内空気 気体：フード内空気



共通09 別紙1-2-4-1-4-8  
使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備 ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	I	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
2	C	保守用ラインであり主流路としない
3	H	放管用サンプリングラインであり主流路としない
4	個別	室からの排気ラインであり主流路としない
5	L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない
6	M	将来設備からの合流ラインであり主流路としない
7	個別	建屋換気設備の給気ラインであり主流路ではない。

\*: 分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。



共通09 別紙1-2-4-1-4-2

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備 ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	I	計装用の配管 (SA対処設備以外) 又は信号であり流路ではない
2	C	保守用ラインであり主流路としない
3	個別	室からの排気ラインであり主流路としない
4	個別	各槽からの気体廃棄物を回収するラインであり主流路ではない
5	個別	建屋換気設備の給気ラインであり主流路ではない。

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の 13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。













共通09 別紙1-2-4-1-2-7 添付3  
 ウラン脱硝建屋換気設備 ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない (SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管 (SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタで発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、 <b>ベント</b> 、 <b>バイパス</b> ラインであり主流路としない
7	F	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	F	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
11	L	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない
13	F	放射性廃液の回収ラインであり主流路としない
14	個別	セル等以外の室から建屋排気フィルタユニット及び一部のセルからセル排気フィルタユニットの排気経路は、室における平常時及び異常時に想定される表面汚染の程度及び空気汚染の程度が、セル等の表面汚染の程度及び空気汚染の程度よりも低いため、当該設備を主流路と設定しない
15	個別	換気設備の負圧維持、排気等の主たる機能は排風機等から構成される排気系によって担保され、各建屋の給気系は、主たる機能の支援として、建屋の換気・空調のバランスを保つための系統であるため、主流路と設定しない

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書に記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。



















No.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	ユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	A, B, C, E, F	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
4	H	分析試料採取配管であり主配管としない
5	M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽または冷却ジャケットへの安全冷却水供給ラインであり主流路としない
6	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象機器の排気ラインではないため主流路としない
7	F, G	非安重の漏えい液回収スチームジェット配管であり主流路としない
8	G	デミスタ・凝縮器等から発生した凝縮水ラインであり主流路としない
9	個別	圧力調整用のラインであり、仕様表対象機器の排気ラインではないため主流路としない
10	G	再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
11	N	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない
12	G	溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない
13	G	溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない
14	個別	系統機能を有する仕様表対象機器の対象ラインではないため主流路としない
15	個別	入気ダクトまたは安重セル以外の排気ダクトのため主流路としない
16	D	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない
17	個別	系統機能を有する仕様表対象機器の対象ラインではないため主流路としない
18	個別	系統機能を有する仕様表対象機器の対象ラインではないため主流路としない
19	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない
20	個別	躯体として流路を担保しているため、主流路としない。
21	0	廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調用のラインであり、主流路としない

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書に記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。









チャンネルボックス・バーナブルボイズ処理建屋換気設備 ②-bの理由整理表

No.	分類	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動用システムに付随するサポートラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ピット水を浄化するものであり、C B B P 処理系において、C B B P を取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		



























共通09 別紙1-2-4-1-4-13  
 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備 ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水、水封の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタ、凝縮器等で発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	G	非安重の漏えい液回収ラインであり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
11	M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない
13	I	仮設流量計接続箇所であり主流路としない
14	J	漏えい液回収以外の安全蒸気ラインであり主流路ではない
15	換気個別	入気ダクトまたは安重セル以外の排気ダクトのため主流路としない
16	L	ADRBの有効性範囲外のため主流路としない
17	N	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。
18	G	貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、攪拌機であり主流路としない

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。



共通09 別紙1-2-4-1-4-7  
 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ） ②-bの理由整理表

No.	分類	②-bの理由	主な流体記号、系統
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)	-
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない	-
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない	-
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない	-
5	G	デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない	-
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない	-
7	F	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない	-
8	F	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない	-
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない	-
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない	-
11	L	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない	-
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない	-
13	個別	分析設備内からの各グローブボックスからの分析済溶液ラインは、少量のウラン及びプルトニウムを含む分析済溶液の回収ラインのため主流路としない。	-
14	個別	非定常のラインであり主流路としない	-
15	個別	分析廃液の移送に使用する配管であり主流路としない	-
16	個別	洗濯廃液、ユーティリティラインであり主流路としない。	-
17	個別	操作ボックス内の移送ラインは、閉じ込め機能を有していないため主流路としない。	-
18	個別	濃縮・抽出処理で発生する低レベル廃液（凝縮液、抽出残液）の移送ラインは、低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。	-
19	個別	系統機能を有する排気ラインではないため主流路としない	-
20	G	貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、攪拌機であり主流路としない	-
21	個別	分析設備内からの各グローブボックス等からの分析廃液ラインのため主流路としない	-
22	個別	極低レベル廃ガス移送ラインは、公衆への影響が小さい廃ガスであるため、当該設備の主流路としない。	-
23	0	廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調機用のラインであり、主流路としない。	-
24	個別	セル及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する施設の排気経路は、低濃度プルトニウム溶液、ウラン溶液、分析済溶液、低レベル放射性廃棄物を内包する分析済溶液受槽等を収納しておらず、流路に設定した範囲のセル等の廃ガスと比べ放射線量が極めて低いため、当該設備を主流路と設定しない。	・セル部屋等からの排気ライン
25	個別	分析建屋給気系は、建屋の換気・空調のバランスを保つための系統であり、万一の場合、閉じ込めモードである送風機停止（給気停止）による排気のみが運転がある。分析建屋設備において重要な系統は、分析建屋排気系であるため、当該設備を主流路と設定しない。	・給気系
26	個別	系統内の負圧調整用の空気を供給する圧縮空気ライン及び室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、主流路と設定しない。	-















































